

一般廃棄物処理基本計画

(2019年度～2023年度・後期計画)

(案)

平成 3 1 年 3 月

岐 阜 県 瑞 穂 市



この計画書の本文は古紙パルプ配合率 100%・白色度 72%の
エコマーク事務局認定・環境保全型商品を使用しています。

瑞穂市一般廃棄物処理基本計画（後期計画） 目次

第1部 計画の基本的事項

第1章 計画見直しの主旨	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 計画の対象区域	2
3. 計画で扱う廃棄物の範囲	2
4. 計画の期間	2
第2章 中期の総括	3
1. 中期の目標達成状況	3
2. 施策の実施状況	5

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状	7
1. ごみの区分	7
2. ごみ処理体制	8
3. ごみ処理の実績	12
4. ごみ処理の評価	21
5. ごみ処理の課題	23
第2章 ごみ処理計画	24
1. 基本の方針	24
2. 数値目標	25
3. ごみの発生量及び処理量の見込み	27
4. 目標達成のための施策	31
5. ごみ処理に関する基本的事項	34
6. ごみの処理施設の整備に関する事項	37
7. その他ごみの処理に関し必要な事項	37

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の基本的事項	38
1. 生活排水処理の現状と課題	38
2. 生活排水処理の将来予測	48
第2章 生活排水処理計画	51
1. 生活排水処理の基本方針	51
2. 生活排水に関する基本事項	52

第4部 計画の推進

1. 低炭素社会や自然共生社会との統合への配慮	56
2. 計画の推進と公表	56

第 1 部 計画の基本的事項

第 1 章 計画見直しの主旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45（1970）年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により、市町村は、当該市町村の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければなりません。

瑞穂市（以下、「本市」という。）は、平成 21（2009）年 3 月に策定、平成 26（2014）年 3 月に改定した瑞穂市一般廃棄物処理基本計画〔平成 26（2014）年度～2023 年度〕（以下、「前計画」という。）により、主にごみの分別・リサイクルの観点からごみの減量施策を実施し、ごみの減量化を図ってきました。

ごみ処理基本計画策定指針（平成 28（2016）年 9 月・環境省）においては、概ね 5 年ごとに計画の見直しを行うことが適当であるとされていることから、瑞穂市一般廃棄物処理基本計画〔平成 31（2019）年度～2023 年度・後期計画〕（以下、「本計画」という。）に改定します。

1. 計画の位置づけ

本計画と関連計画との位置づけを整理すると図 1-1 に示すとおりであり、本計画は、本市総合計画で示された将来像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す廃棄物処理の方針や循環型社会形成推進基本法の趣旨に則った計画です。

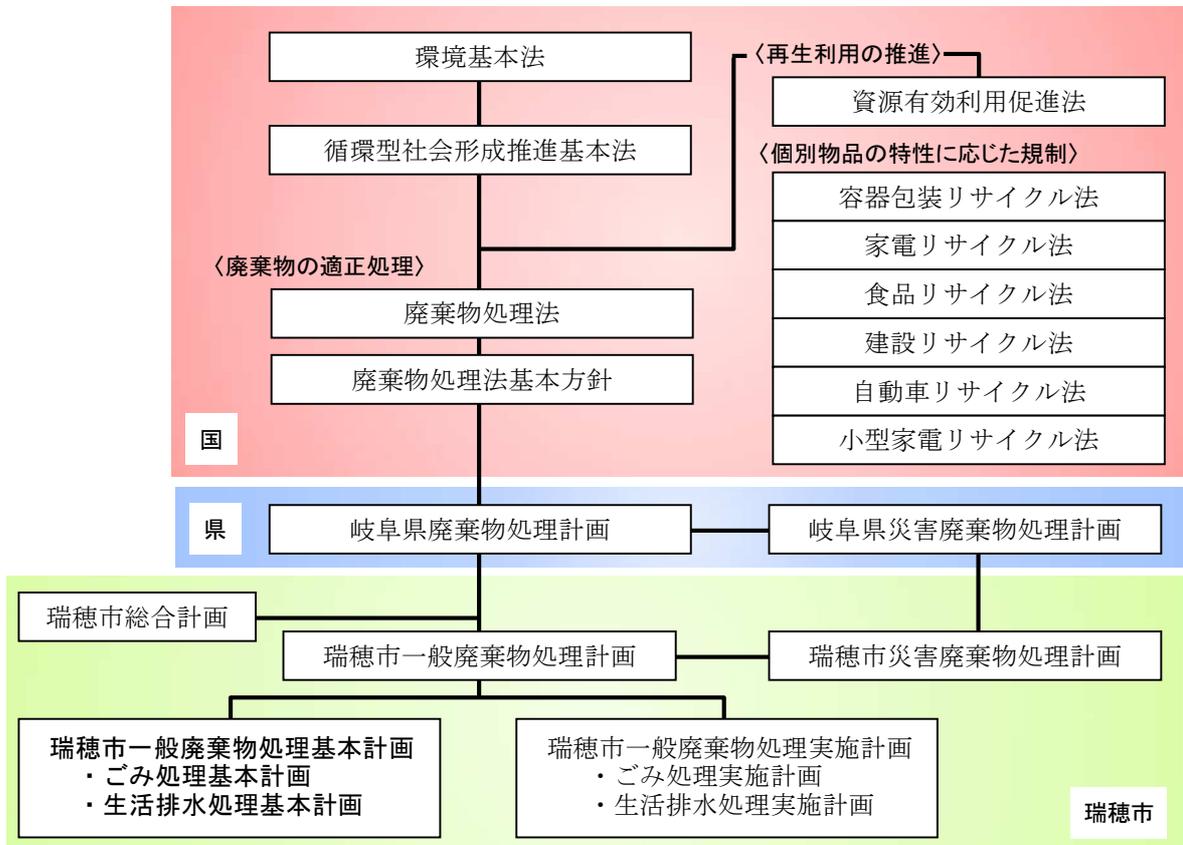


図 1-1 計画の位置づけ

2. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

3. 計画で扱う廃棄物の範囲

廃棄物の種類と本計画の範囲は、図 1-2 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。

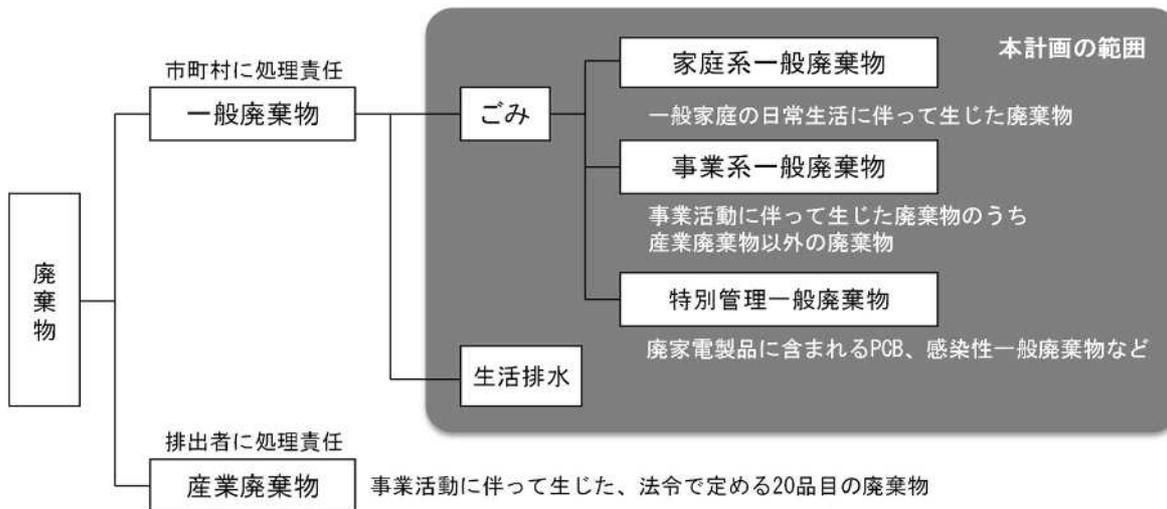


図 1-2 廃棄物の種類と計画の範囲

4. 計画の期間

計画の期間は、図 1-3 に示すとおりであり、前計画で定めた計画の期間は、平成 26(2014)年度から 2023 年度の 10 年間です。

前計画の平成 26(2014)年度から平成 30(2018)年度(この期間を以下、「中期」という。)の実績を基に、見直しを行う本計画の期間は、平成 31(2019)年度から 2023 年度の 5 年間とします。

なお、計画は社会経済情勢の変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。

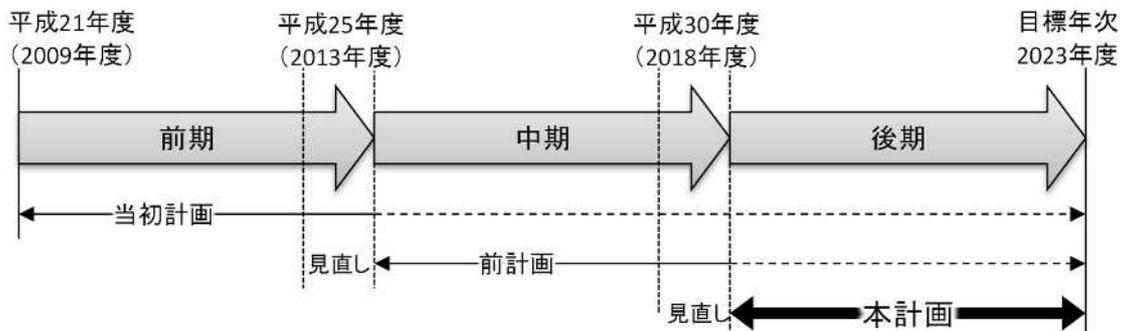


図 1-3 計画の期間

第2章 中期の総括

1. 中期の目標達成状況

前計画で数値目標を定めた、1人1日あたりごみ総排出量^{注2-1}及びリサイクル率^{注2-2}及び生活排水処理率^{注2-3}の目標達成状況は、表2-1、図2-1～図2-3に示すとおりです。

1人1日あたりごみ総排出量は目標値を達成しています。

基準値と同じ「環境省の定める集計方法^{注2-4}」で算出したリサイクル率は、基準値と同程度となり目標値を下回っています。

生活排水処理率は目標値を下回っています。

表2-1 目標達成状況

項目	基準値	実績値		目標値
	平成19年度 (2007年度)	平成24年度 (2012年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
1人1日あたり ごみ総排出量	926 g	746 g	697 g (約27%削減)	730 g (21%削減)
リサイクル率	16.8%	19.1%	17.1% (0.3%増加)	24% ^{※1} (約7%増加)
生活排水処理率	49.5% ^{※2}	49.5%	56.1% (約6%増加)	89% ^{※2} (約40%増加)

※1：前計画において「民間で行われている古紙等の回収量を把握」した値と定められています。

※2：生活排水処理率は、基準年度を平成24（2012）年度、目標年度を2023年度としています。

注2-1) 1人1日あたりごみ総排出量とは、市民1人が1日に出す市内から出る全ての一般廃棄物の量。

注2-2) リサイクル率とは、ごみ排出量に占める資源化量（直接資源化量と中間処理後資源化量と集団回収量を足し合わせたもの）の割合。

注2-3) 生活排水処理率とは、下水道のほか、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽等により、台所や風呂などからの生活雑排水が処理されている人口の割合。

注2-4) 「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成25年4月・環境省）に「廃棄物からの資源回収率」として記載があり、把握する資源の量（総資源化量）は「集団回収量、直接資源化量、中間処理後資源化量の合計」であり、「市町村が関与しないごみの処理（家電リサイクルや民間の資源回収等）」については適用範囲外とされています。

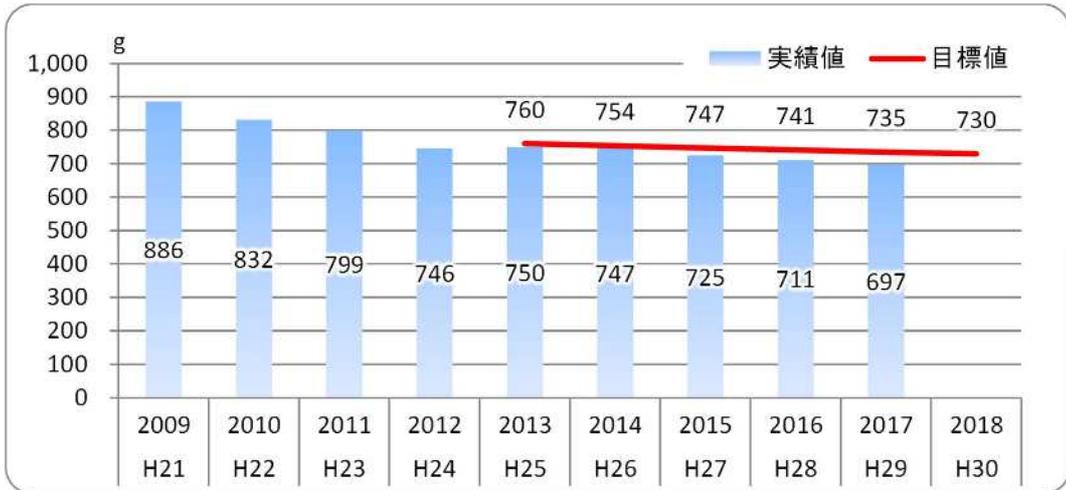


図 2-1 1人1日あたりごみ総排出量の目標達成状況



図 2-2 リサイクル率の目標達成状況

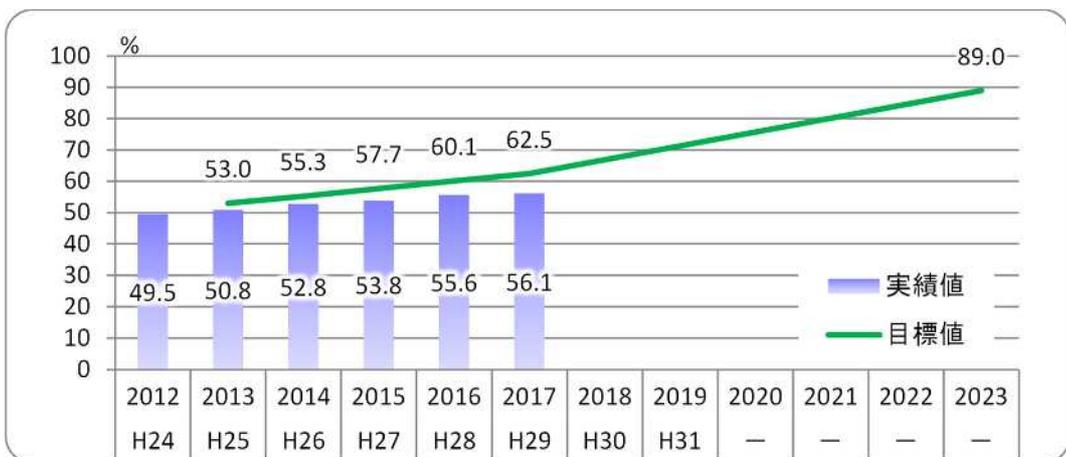


図 2-3 生活排水処理率の目標達成状況

2. 施策の実施状況

前計画で示された施策の実施状況は、表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2-1 施策の実施状況

項目	施策	実施状況	評価
発生抑制のための取り組み	可燃ごみ及び資源ごみの収集回数を見直します。	収集回収等の変更はなく、今後の検討すべき課題です。	×
	小・中学生にごみに関する学習の機会を提供します。	学校との連携により、職員による出前講座を実施しています。	○
	家庭での生ごみの減量や堆肥化を推進します。	生ごみ処理容器購入補助金制度の活用を広報誌などで周知し、推進しています。	○
	マイバック持参運動を推進します。	レジ袋有料化参加店舗などと協働しながら促進し、市民に定着してきました。	○
	フリーマーケット等ごみにしない取り組みを進めます。	女性の会が年 2 回実施しているフリーマーケットの開催支援をしています。	○

評価指標 「○：実施」「△：一部実施」「×：手がつけられなかった」

【民間事業者による古紙の回収状況について】

近年、市内に民間事業者が設置した家庭から出る資源（古紙など）を回収する 24 時間受け入れ可能な無人回収所が増加しているが、この回収量は当市のみのごみとして把握することができないため、環境省が毎年実施する実態調査結果にも反映されていません。

本市が、市内の無人回収所の実態を把握するために調査を行ったところ、平成 29 年度は約 1,200 トンの古紙などが回収されていきました。この量を平成 29 年度の集団回収量と合計すると 1,486 トンとなり、平成 21 年度の集団回収量 1,472 トンと同程度となりました。このことから、家庭から出る古紙が、数ヶ月に 1 回しかなく回数も限定的な集団回収から、いつでも利用でき利便性の高い無人回収所にシフトしていると考えられます。

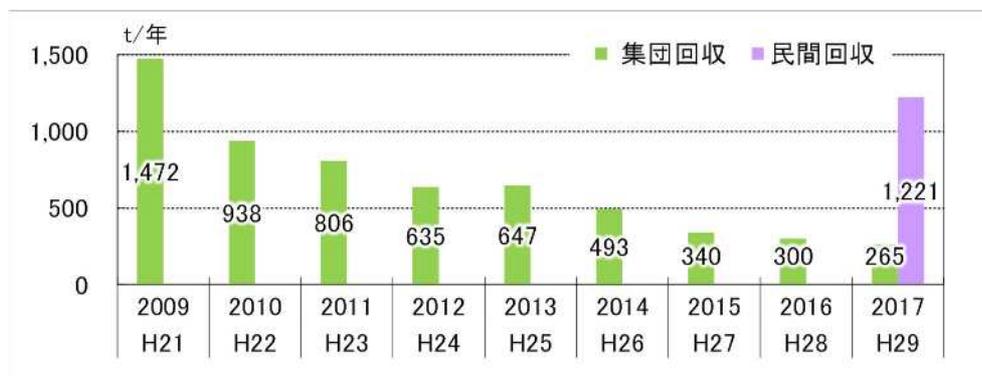


表 2-2-2 施策の実施状況

項目	施策	実施状況	評価
発生抑制の取り組み	ごみ分別手引きやホームページで分別方法等の情報をわかりやすく提供します。	市民の意見等を取り入れ、ごみ分別手引きの改訂等を踏まえ、市民が見てわかりやすい情報を提供しています。	○
	事業系ごみについて広報やホームページで情報提供や啓発を実施します。	事業者が出すごみは、事業系ごみであることを認識してもらうため情報提供や啓発を推進しています。	○
	多量排出事業者に対して減量化を指導します。	多量排出事業者の実態調査をしていますが、指導は行えていません。	×
資源化のための取り組み	穂積地区と巢南地区の分別区分を統一します。	平成 27 (2015) 年 7 月から、穂積地区でのプラスチック製容器包装と、巢南地区での陶磁器・ガラス類の収集を始め、分別区分を統一できました。	○
	美来の森を資源ごみの持ち込み拠点として整備します。	エコステーション構想の検討を行っています。	×
	空き容器回収機の運用方法を検討します。	当面は利用することとし、平成 26 年度には圧縮型のユニットに改修しました。	△
	小型家電の資源化を進めます。	平成 25 (2013) 年 7 月から、粗大ごみ中の小型家電の資源化を行っています。	○
	子ども会・PTA や自治会などによる集団回収を促進します。	各種団体が実施する集団回収について奨励金の交付制度があることを周知し、集団回収を促進しています。	○
	民間回収ルートによる資源化量の把握方法を検討します。	平成 29 (2017) 年度に市内の無人回収所から情報提供を受け、おおよその民間回収量 (約 1,200 t) を把握することができました。	○
収集などの取り組み	地域と連携し、収集ステーションの配置や管理のあり方を検討します。	各自治会の廃棄物減量等推進員と連携して、ごみステーションに関する様々な問題点を解決しています。	○
	高齢者、障がい者世帯に対するふれあい収集を検討します。	具体的に各関係担当課と協議するまでには至っていません。	×
	市の事務・事業でグリーン購入・契約を推進します。	再生紙の利用、プロポーザルでは、環境に配慮した計画を考慮するなどグリーン購入・物品の契約等、率先して実行しています。	○

評価指標 「○：実施」「△：一部実施」「×：手がつけられなかった」

第 2 部 ごみ処理基本計画

第 1 章 ごみ処理の現状

1. ごみの区分

本市及び西濃環境整備組合（以下、「組合」ともいう。）が受け入れているごみは、その排出源によって「生活系ごみ（家庭系一般廃棄物）」と「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」に大別されます。さらに、生活系ごみのうち処理・処分を必要とする「可燃ごみ」「粗大ごみ」「有害ごみ」を「家庭系ごみ」といいます。

また、地域の各種団体が行う集団回収や、民間事業者による古紙回収や、食品トレー、インクカートリッジ等の店頭回収、家電リサイクル法やパソコンリサイクル法等に基づく家電製品等のメーカー回収が行われています。

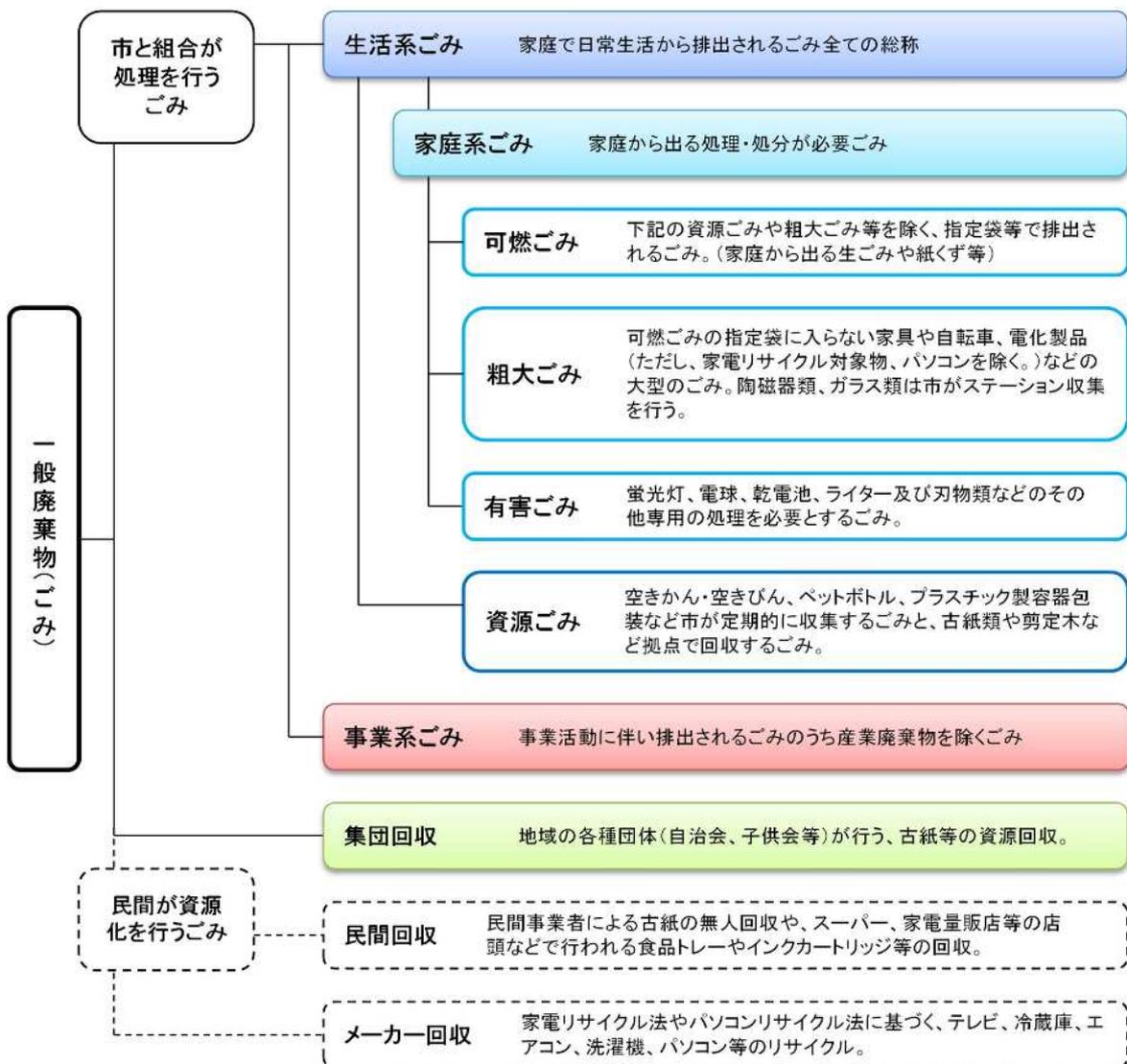


図 3-1 ごみの区分

2. ごみ処理体制

(1) ごみ処理フロー

平成 30 (2018) 年度における本市のごみ処理フローは、図 3-2 に示すとおりです。

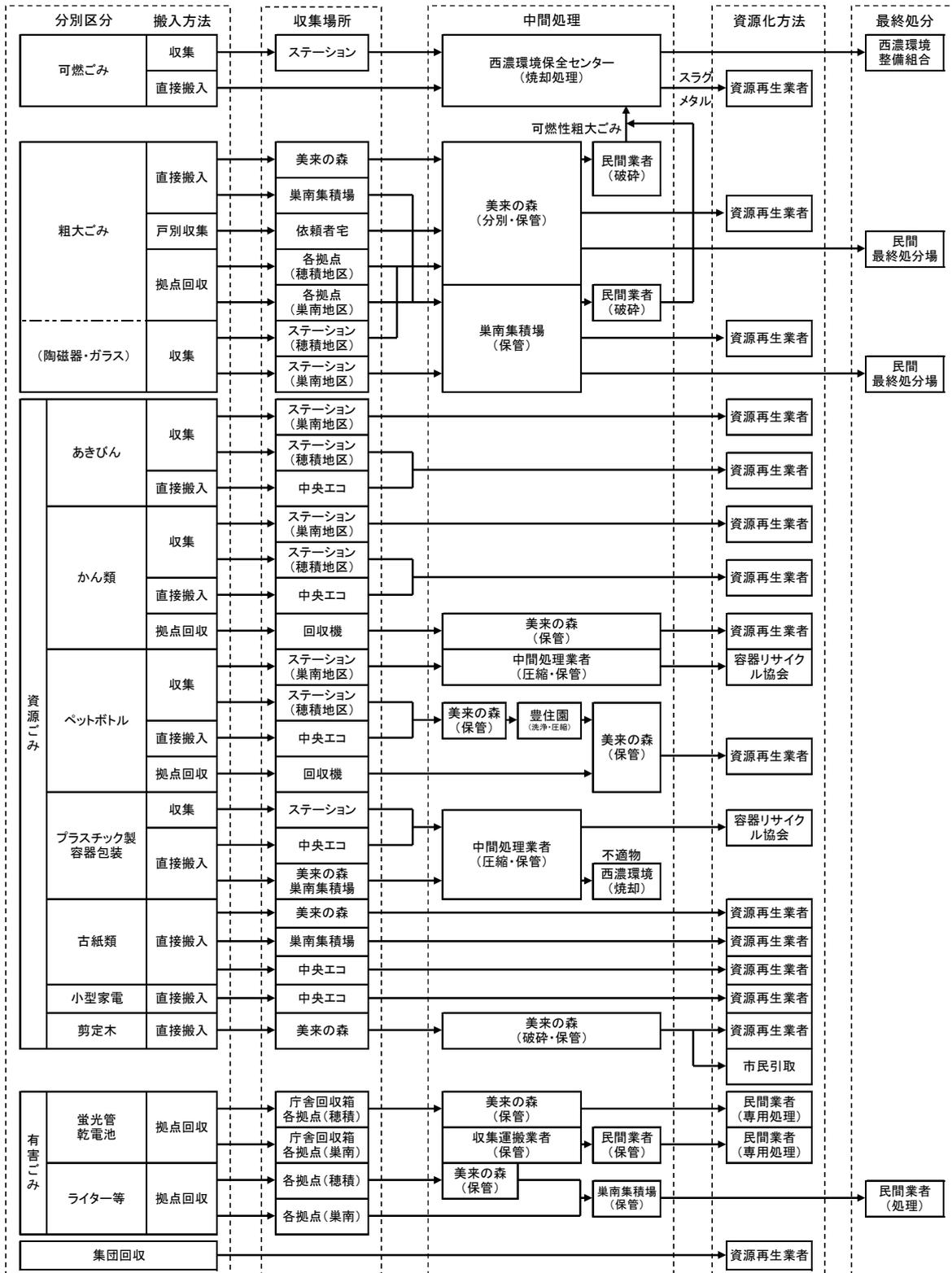


図 3-2 本市のごみ処理フロー (平成 30 (2018) 年度)

(2) 分別区分

本市の分別区分は、表 3-1 に示すとおりです。

表 3-1 分別区分（平成 30（2018）年度）

ごみの種類		内 容	
可燃ごみ		野菜クズ、紙クズ、ぬいぐるみ、紙オムツ、魚クズ、家庭内の草、タバコの吸い殻、ラップ類、木クズ、茶ガラ・洗剤箱、衣料など	
粗大ごみ		チャイルドシート、ファンヒーター・ストーブ、掃除機、ふとん、じゅうたん、ビデオ・カセットテープレコーダー、チューナー、扇風機、木製タンス、ソファ、自転車、電気コンロ、廃タイヤ、ベッドのスプリングマット、など	
陶磁器・ガラス類		陶磁器類、ガラス類、耐熱ガラス・化粧びん	
資源ごみ	飲料用びん	無色、茶色、その他（一升びん・ビールビン・ドリンクびん・割れびん等）	
	かん類	アルミ缶、スチール缶、飲料用以外のカン（一斗缶、菓子缶、スプレー缶等）	
	ペットボトル	PET マークのついているペットボトル（飲料用、酒類用、調味料用）	
	プラスチック製容器包装	プラマークのある容器包装（包装用フィルム、玉子ケース、トレー、カップ麺容器、汎用ポリ袋、豆腐容器、プラスチック製キャップ）	
	古紙類	新聞・チラシ、雑誌・古本、ダンボール	
	剪定木	一般家庭及び農作業に伴う剪定木	
	回収機	飲料用空かん	アルミ・スチール缶
		ペットボトル	飲料用ペットボトル
回収舎	牛乳パック	牛乳パック	
有害ごみ		乾電池、電球・蛍光灯、包丁・はさみ、カミソリ刃	
収集できないごみ		分別していないごみ、消火器、医療系廃棄物、プロパンガスボンベ、農機具、バッテリー、オイルの残っている缶、オートバイ、自動車、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、ディスプレイ、パソコン本体、ノートパソコンなど	

出典：瑞穂市ごみ分別の手引き

(3) 収集・運搬

本市におけるごみの収集・運搬体制は表 3-2 に、粗大ごみ及び資源ごみの搬入施設は表 3-3 に、拠点回収場所は表 3-4 に示すとおりです。

表 3-2 収集・運搬体制（平成 30（2018）年度）

項目	収集形態	収集方法	収集頻度	収集容器	
可燃ごみ	委託	ステーション	週 3 回	指定袋	
粗大ごみ	委託	戸別収集	—	—	
	委託	拠点回収	各拠点月 1 回	指定袋	
陶磁器・ガラス類	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ	
資源ごみ	あきびん	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
	かん類	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
			回収機	—	回収機
	ペットボトル	委託	ステーション	月 1 回	コンテナ
回収機			—	回収機	
プラスチック製 容器包装	委託	ステーション	月 1 回（穂積） 月 2 回（巢南）	網かご	
有害ごみ	委託	拠点回収	各拠点月 1 回	コンテナ	

表 3-3 搬入施設

名称	住所	管理・運営	品目
美来の森	十九条 382-1	瑞穂市	粗大ごみ、資源ごみ
巢南集積場	居倉 840-1	瑞穂市	粗大ごみ、資源ごみ
中央エコセンター	生津天王町 2-50	中央清掃株式会社	資源ごみ、小型家電

表 3-4 拠点回収場所一覧

校区	回収場所
生津小学校区	馬場公園、生津スポーツ広場
本田小学校区	本田コミュニティセンター、本田団地公民館
穂積小学校区	総合センター、柳一色公園
牛牧小学校区	牛牧南部コミュニティセンター、牛牧団地公民館
巢南中学校区	西ふれあい広場、中ふれあい広場、南ふれあい広場

(4) 中間処理

本市の可燃ごみは、組合のごみ処理施設で焼却処理が行われています。資源ごみは、ステーション及び空き容器回収機で集められ、業者にて資源化されています。

粗大ごみについては、戸別収集又は美来の森及び巢南集積場で拠点回収が行われ、美来の森において分別・保管され、業者の中間処理施設で処理が行われています。

表 3-5 西濃環境整備組合（焼却施設）の概要

項目	内容
名称	西濃環境保全センター
所在地	岐阜県揖斐郡大野町大字下座倉 1375-1
面積	敷地面積：44,645m ²
処理能力	270t/日（90t/24h×3 炉）
処理対象物	可燃ごみ
処理方式	① 流動床式焼却炉（90t/日×2 炉） ② ガス化高温溶融一体型直接溶融炉（90t/日×1 炉）
運転管理	直営（西濃環境整備組合）
設計・施工	① 株式会社 荏原製作所、② 新日本製鐵 株式会社
竣工	① 平成 3（1991）年 3 月、② 平成 15（2003）年 12 月

出典：西濃環境整備組合

(5) 最終処分

本市は、最終処分場を有していません。このため、可燃ごみについては、西濃環境整備組合による中間処理後、組合の最終処分場で処分しており、粗大ごみについては、美来の森で分別・保管後、民間の処理業者に処分を委託しています。

表 3-6 西濃環境整備組合（最終処分場）の概要

項目	内容
名称	一般廃棄物最終処分場
形式	被覆型最終処分場（クローズド型）
埋立面積	2,400m ²
埋立容量	19,200m ³
埋立対象物	焼却飛灰、不燃物
埋立期間	平成 28 年（2016）4 月～2031 年 3 月（15 年間）
水処理	凝集沈殿＋砂ろ過
建設期間	着工：平成 25（2013）年 11 月、竣工：平成 28（2016）年 3 月

出典：西濃環境整備組合

3. ごみ処理の実績

(1) ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図 3-3 に示すとおりとします。

本計画では、市民及び事業者等によって排出される全ての不用物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、潜在ごみである事業者独自の資源回収・処理や市民による自家処理（生ごみの減量化等）によって資源回収等がなされているもの等については、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

「ごみ総排出量」のうち、本市の家庭から排出されたものを「生活系ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活系ごみのうち資源ごみと集団回収で集められた資源を除いた処理・処分が必要な可燃ごみ・粗大ごみ及び有害ごみを「家庭系ごみ」とします。

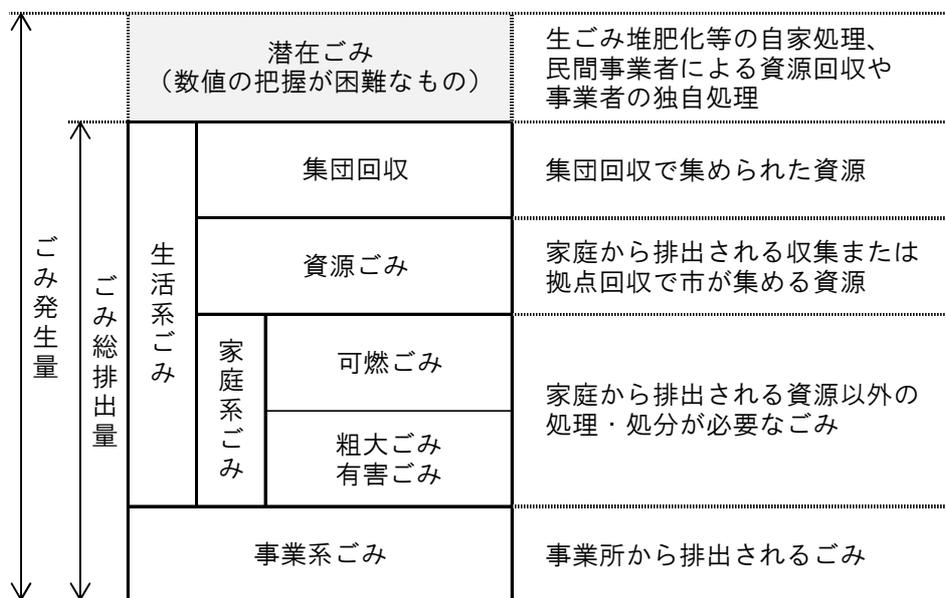


図 3-3 ごみ排出区分の定義

(2) ごみ総排出量・処理量の推移

本市における過去 10 年間のごみ排出量、資源化量、中間処理量及び最終処分量の推移は、表 3-7 注 3-1 及び以下に示すとおりです。

注 3-1) 本計画に掲げる図表内の数値について、端数処理のため合計が合わない場合があります。

表 3-7 ごみ総排出量の推移

項目	和暦	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
	西暦	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
計画収集人口	人	51,271	51,634	52,083	52,453	52,822	53,271	53,599	53,909	54,191
ごみ総排出量	t/年	16,582	15,682	15,235	14,285	14,458	14,519	14,215	13,992	13,793
収集ごみ	t/年	6,898	6,665	6,636	6,552	6,720	6,904	6,957	6,836	6,705
可燃ごみ	t/年	6,412	6,260	6,274	6,213	6,388	6,588	6,621	6,470	6,365
資源ごみ	t/年	486	406	362	339	332	317	336	367	340
びん	t/年	273	237	221	213	206	193	187	188	178
かん類	t/年	19	19	71	59	67	60	62	68	50
金物類	t/年	126	85	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	t/年	4	3	3	3	4	3	4	4	4
プラスチック製容器包装	t/年	64	63	67	63	56	60	84	107	108
直接搬入ごみ	t/年	8,212	8,080	7,793	7,098	7,091	7,122	6,918	6,855	6,823
可燃ごみ	t/年	5,544	5,426	5,588	5,698	5,642	5,618	5,398	5,405	5,377
家庭系可燃ごみ	t/年	148	160	139	180	198	171	167	171	131
事業系可燃ごみ	t/年	5,396	5,266	5,449	5,518	5,443	5,447	5,230	5,234	5,247
粗大ごみ	t/年	1,571	1,568	1,349	671	738	766	787	780	787
資源ごみ	t/年	1,083	1,065	843	717	690	718	718	655	632
ペットボトル (回収機)	t/年	184	168	151	143	149	144	155	146	162
かん類 (回収機)	t/年	145	116	97	84	85	80	95	89	77
古紙類	t/年	427	384	205	132	126	111	90	90	81
衣類	t/年	76	83	65	25	29	25	19	17	17
剪定木	t/年	249	313	325	333	302	350	341	297	281
中央エコセンター	t/年	0	0	0	0	0	9	18	16	14
有害ごみ	t/年	13	21	13	12	21	20	15	15	27
蛍光灯・電球	t/年	5	7	4	7	7	6	5	5	8
乾電池	t/年	8	13	8	5	14	11	9	9	18
ライター	t/年	0	1	1	1	1	3	1	1	1
集団回収	t/年	1,472	938	806	635	647	493	340	300	265
ダンボール	t/年	172	112	101	78	89	66	47	47	40
新聞紙	t/年	781	487	401	329	322	257	175	156	134
雑誌	t/年	464	295	263	197	198	148	100	84	78
布類	t/年	46	39	36	28	33	19	16	11	11
牛乳パック	t/年	8	5	4	3	4	3	2	2	2
チラシ	t/年	0	0	0	2	0	0	0	0	0
ビン	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミ缶	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活系ごみ	t/年	11,186	10,417	9,786	8,768	9,014	9,072	8,985	8,757	8,546
家庭系ごみ	t/年	8,145	8,009	7,775	7,077	7,345	7,544	7,590	7,436	7,310
事業系ごみ	t/年	5,396	5,266	5,449	5,518	5,443	5,447	5,230	5,234	5,247
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	886	832	799	746	750	747	725	711	697
1人1日家庭系ごみ排出量	g/人・日	435	425	408	370	381	388	387	378	370
中間処理量(焼却量)	t/年	12,471	12,259	12,418	12,098	12,297	12,506	12,305	12,170	12,036
可燃ごみ	t/年	11,956	11,685	11,862	11,911	12,029	12,205	12,019	11,875	11,743
粗大ごみ中の可燃物	t/年	515	574	555	187	268	300	286	295	293
資源化量	t/年	4,444	3,695	3,249	2,732	2,741	2,501	2,268	2,148	2,354
資源ごみ	t/年	1,569	1,470	1,205	1,056	1,022	1,035	1,055	1,022	972
集団回収	t/年	1,472	938	806	635	647	493	340	300	265
粗大ごみの資源化量	t/年	612	476	433	191	276	238	281	252	266
組合による資源化量	t/年	791	811	805	849	797	736	593	575	852
リサイクル率	%	26.8	23.6	21.3	19.1	19.0	17.2	16.0	15.4	17.1
最終処分量	t/年	464	442	426	421	429	436	456	524	423
焼却処理に伴う最終処分量	t/年	387	405	385	387	394	400	418	487	385
粗大ごみの最終処分量	t/年	78	38	41	33	36	36	37	38	38
最終処分率	%	2.8	2.8	2.8	2.9	3.0	3.0	3.2	3.7	3.1

① ごみ排出量

本市における過去 10 年間のごみ排出量の状況は、図 3-4 及び図 3-5 に示すとおりであり、ごみ総排出量は減少傾向にあります。

しかし、発生原単位を見ると「1 人 1 日あたりごみ総排出量」^{注 3-2}は減少傾向にあるのに対し、家庭から出る処理・処分を必要とするごみである「1 人 1 日家庭系ごみ排出量」は平成 23（2011）年 8 月の粗大ごみ有料化と平成 27（2015）年 7 月からプラスチック製容器包装の収集を全市で実施したことで減少したものの、概ね横ばいで推移しており家庭から出る可燃ごみの量は微減にとどまっています。

また、約 4 割を占める事業系ごみは横ばいで推移していることから、1 人 1 日あたりごみ総排出量の減少は、集団回収量が減少したことが要因です。

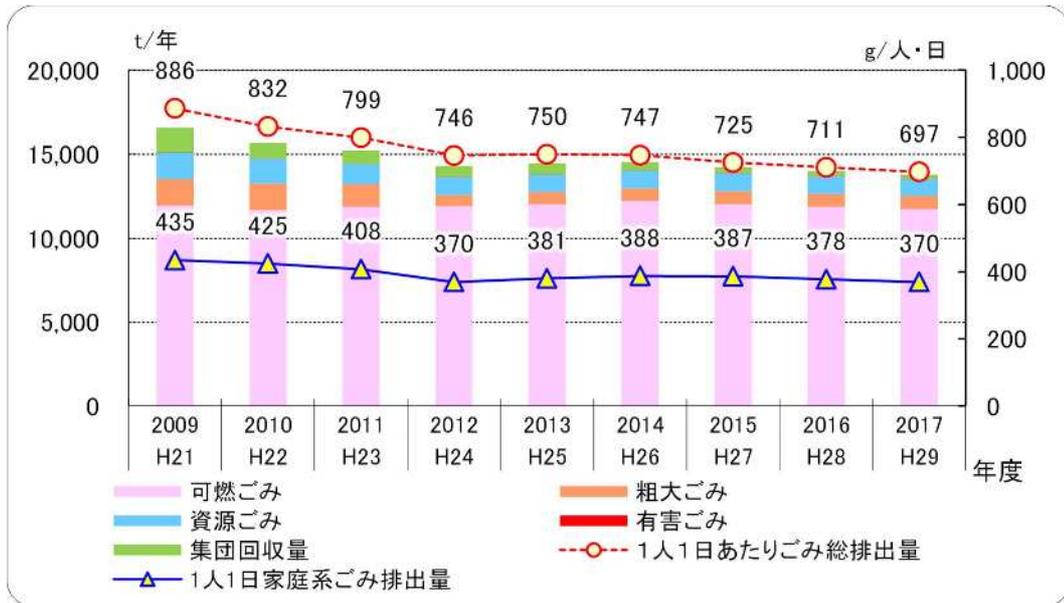


図 3-4 ごみ排出量の実績

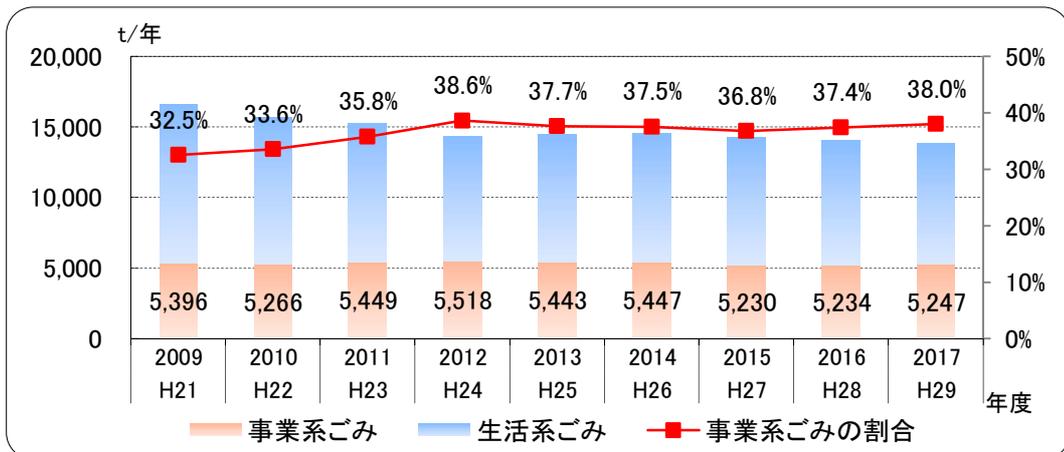


図 3-5 事業系ごみ排出量の実績

注 3-2) 1 人 1 日あたりごみ総排出量 = ごみ総排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数

② 資源化量・リサイクル率

過去10年間の資源化量及びリサイクル率^{注3-3}の推移は、図3-6に示すとおりです。

平成21(2009)年度に1,472トンあった集団回収量が、平成29(2017)年度には265トンと8割以上減少したことに伴い、リサイクル率も10ポイント以上減少しています。これは、市内各所に民間事業者による古紙の無料回収所が設置されたことで、市民が新聞や雑誌・ダンボールなどの古紙を排出する先が、不定期に実施される集団回収からいつでも出せる無料回収へ変わったことが原因です。

市内の民間回収を行う業者に聞き取り調査を行ったところ、一部の事業者から回答は得られなかったものの、平成29(2017)年度の回収量は約1,200トンでした。

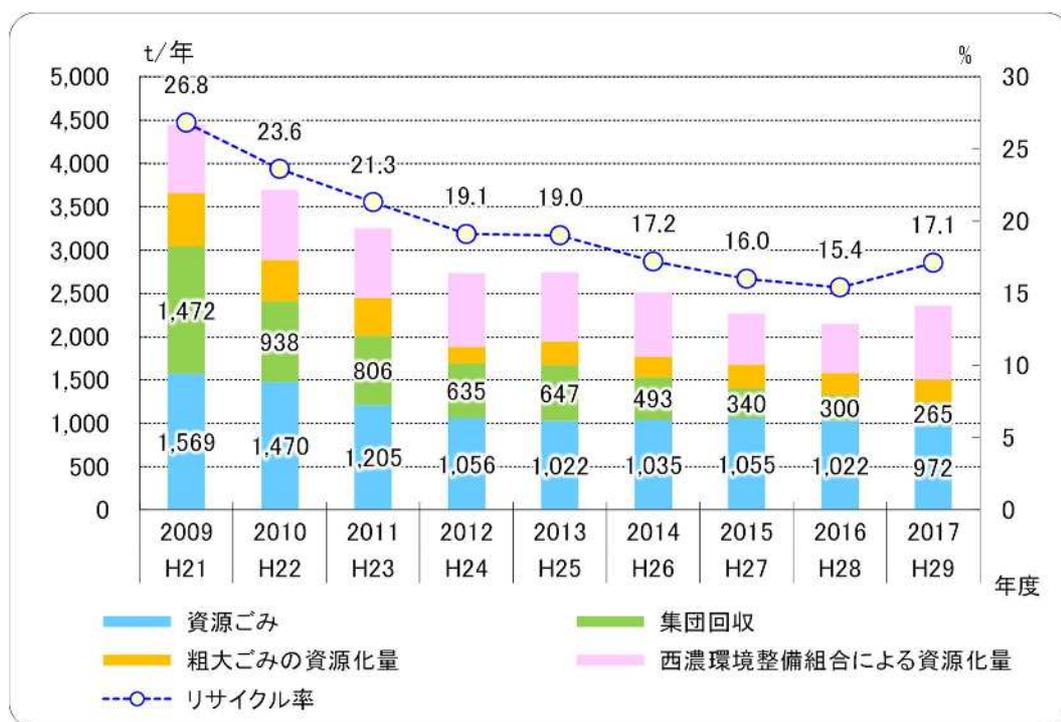


図3-6 資源化量及びリサイクル率の実績

注3-3) リサイクル率=総資源化量(資源ごみ+集団回収量+組合による資源化量)÷ごみ総排出量

③ 中間処理量（焼却処理量）

過去 10 年間の焼却処理量の推移は、図 3-7 に示すとおりです。
 焼却処理量は、概ね横ばいで推移しています。

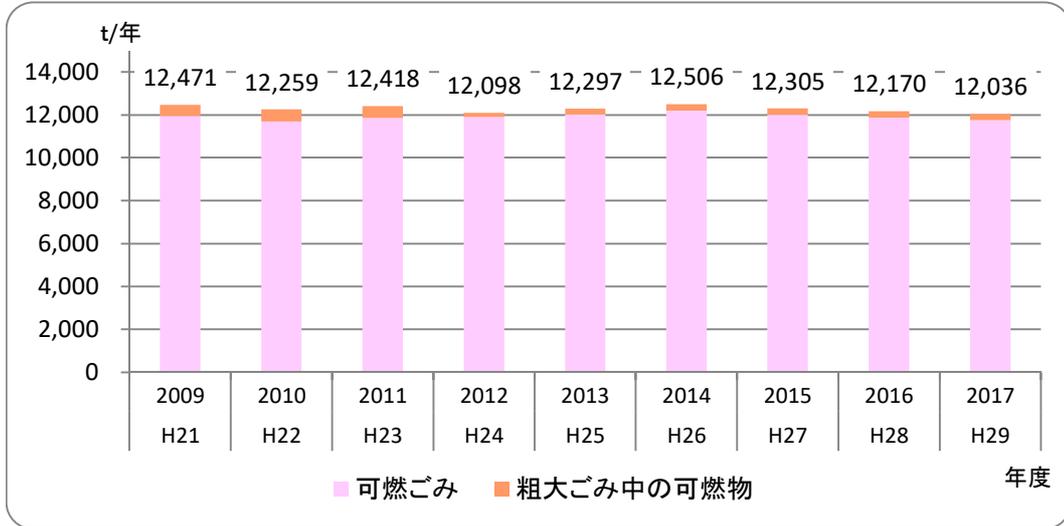


図 3-7 中間処理量（焼却処理量）の実績

④ 最終処分量・最終処分率

過去 10 年間の最終処分量、最終処分率^{注 3-4}の推移は、図 3-8 に示すとおりです。
 平成 28（2016）年度に、組合が行う焼却処理に伴う最終処分量が増加したため、一時的に最終処分率が高くなりましたが、概ね 3%程度で推移しています。

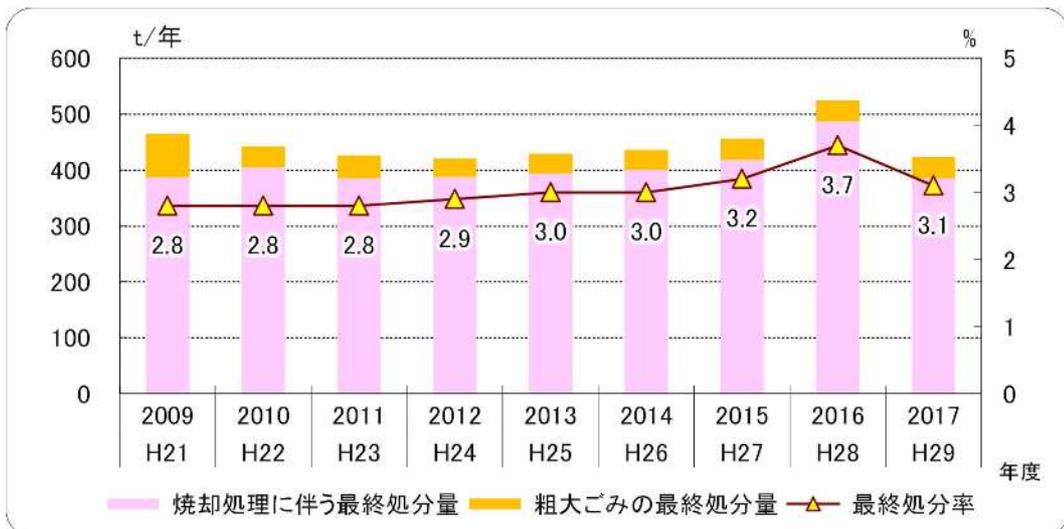


図 3-8 最終処分量の実績

注 3-4) 最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量

(3) アンケート調査結果

一般廃棄物処理基本計画改定にあたり、住民満足度を把握するとともに、ごみ出しの状況やごみに対する考えを把握し、計画策定のための資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

① 調査の概要

調査の概要は、表 3-8 に示すとおりです。

表 3-8 アンケート調査の概要

項目	内容
調査対象	住民基本台帳から無作為に抽出した 20 歳以上：900 名 廃棄物減量等推進員：102 名 合計：1,002 名
調査方法	郵送による送付・回収、無記名式
実施期間	平成 30（2018）年 6 月 13 日（送付日）～6 月 29 日（回収期限）
回収状況	回収数：464 通（一般 379 通、推進員 85 通） 回収率：46.3%、標本誤差※：4.5%

※標本誤差とは、アンケート結果の正確さを表す数値であり、本調査は国が実施している調査の目安である「誤差率 5%」を下回り良好です。

② 調査結果（抜粋）

後述するごみ処理の課題に関するアンケート結果を、以下に抜粋します。

地区のごみステーションのこういった点が不満に思いますか？（複数回答可）

ステーションが遠い、狭いと言った物理的な不満が多くなっています。なお、その他のうち 15 件はごみ出しルールが守られていないことに対する不満です。

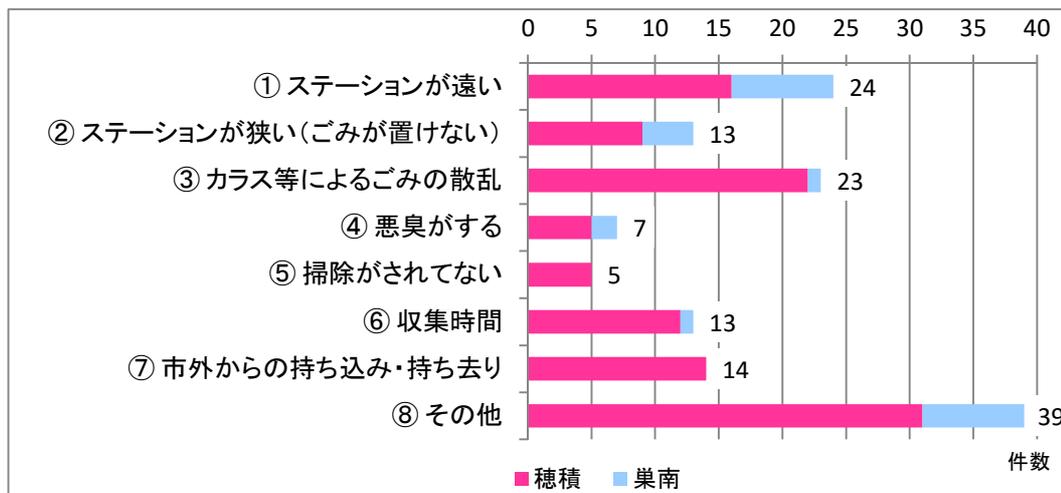


図 3-9 ステーションの不満内容

どのごみの収集回数に不満を感じたことがありますか？（複数回答可）

穂積地区でプラスチック製容器包装の収集回数に不満を感じている人が多くなっています。

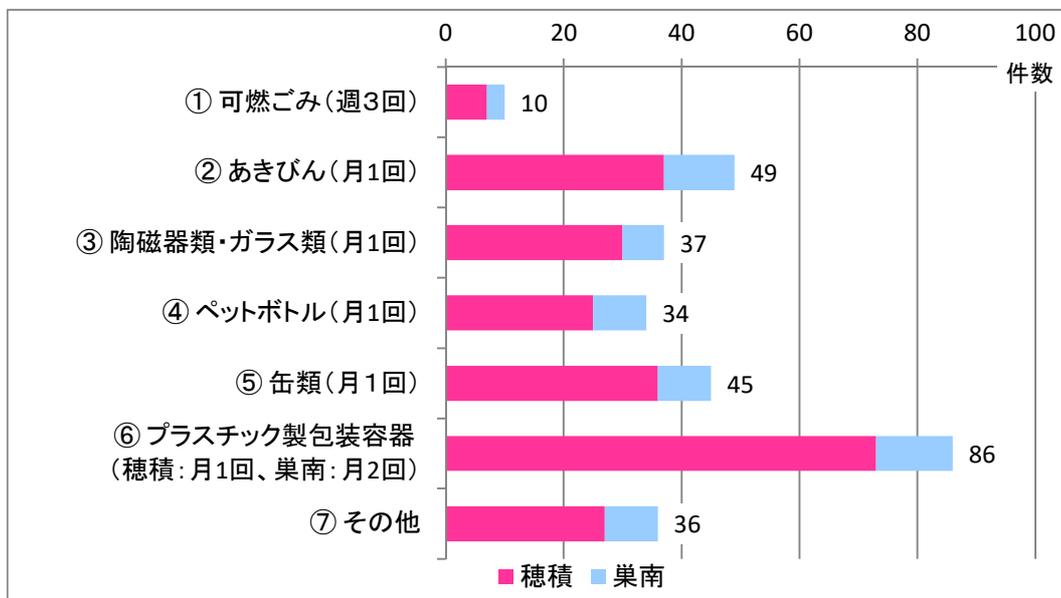


図 3-10 収集回数に不満のあるごみの種類

どのようなごみの出し方で困ったことがありますか？（複数回答可）

4人にひとりが粗大ごみの出し方に困ったことがあると回答しています。

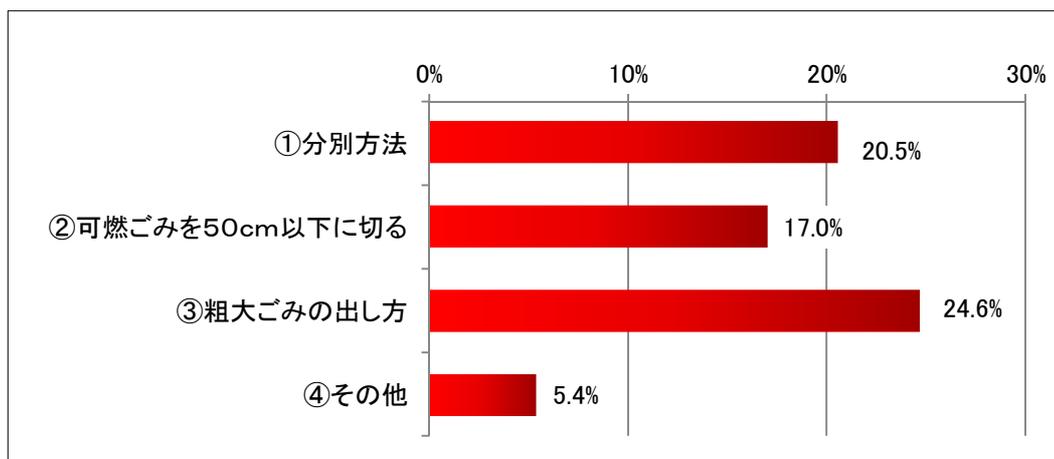


図 3-11 ごみの出し方で困った内容

ごみを減らす工夫や実践としてどのようなことをしていますか？（複数回答可）

古紙類の無人回収所利用が 6 割近くあるとともに、金属類の無料回収業者を利用している人も 2 割以上います。

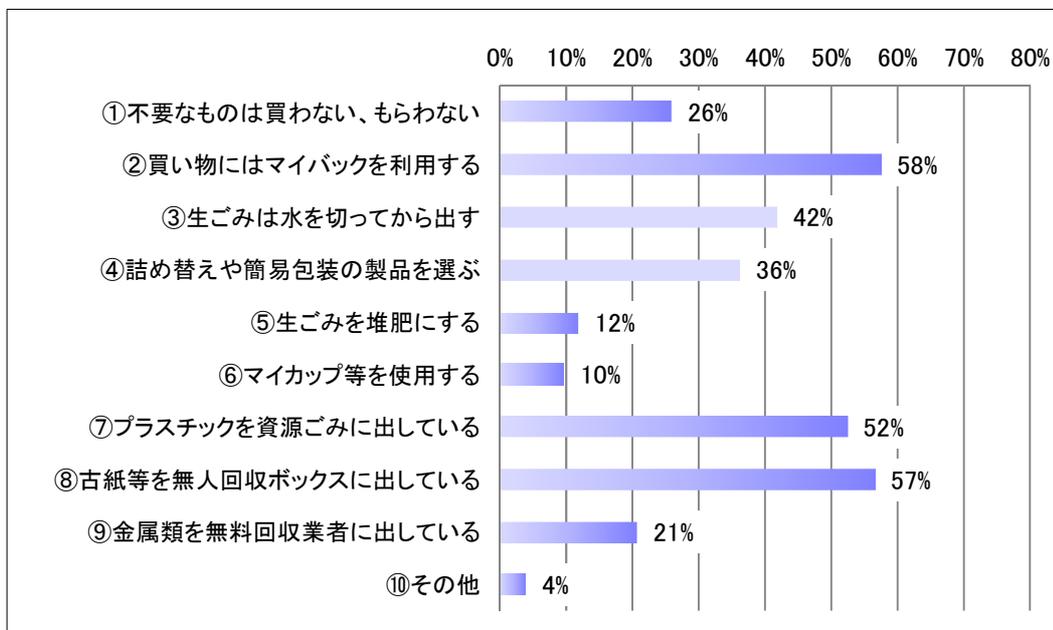


図 3-12 ごみを減らす工夫や実践の内容

古紙・新聞紙等はどこに出していますか？（複数回答可）

集団回収の利用が 6 割以上と最も高くなっていますが、民間の無人回収所の利用も 6 割近くあります。

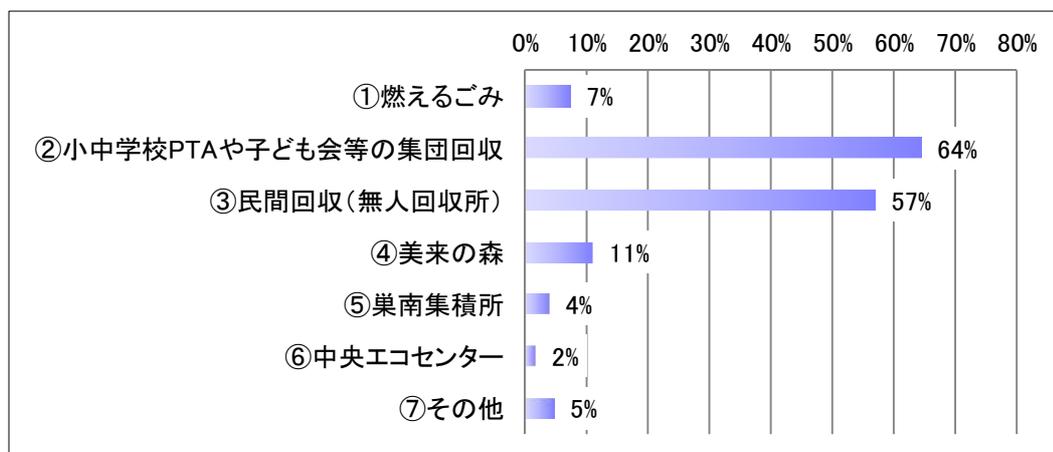


図 3-13 古紙類の排出先

プラスチック製容器包装はどこへ出していますか？（複数回答可）

6割以上の方が分別して資源としてステーション収集に出していると回答していますが、3割の人は分別せずに燃えるごみとして排出しています。

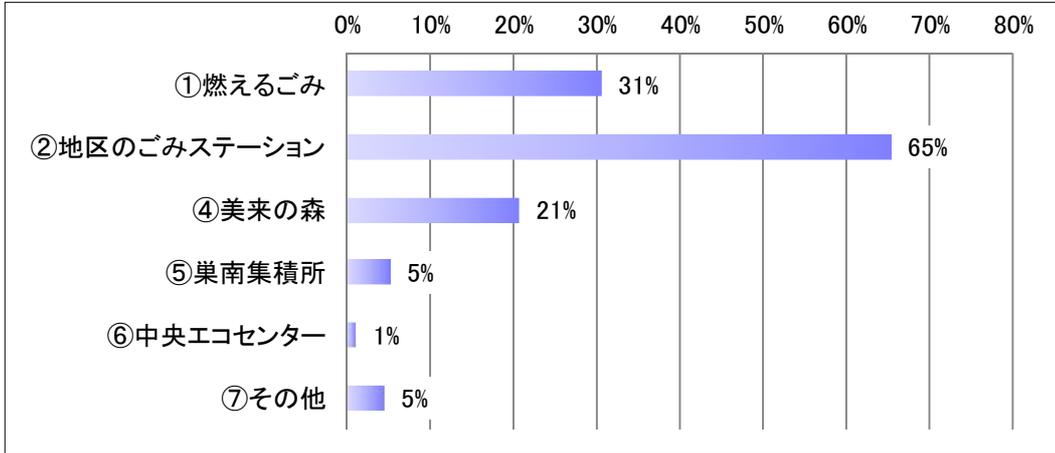


図 3-14 プラスチック製容器包装の排出先

美来の森・巣南集積所・中央エコセンターに資源ごみを持ち込んだことはありますか？

地区により施設の認知度、利用度に大きな差があります。また、中央エコセンターは7割以上の方が知らない、もしくは無回答となり認知度が低くなっています。

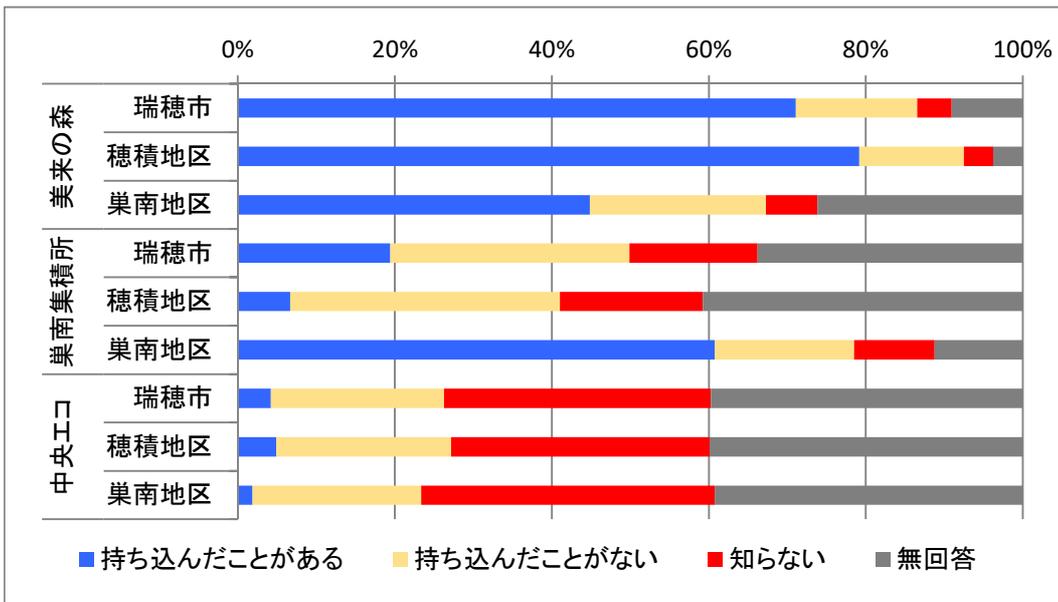


図 3-15 搬入施設の認知・利用度

4. ごみ処理の評価

(1) 岐阜県平均値との比較

本市のごみ処理の状況（平成 29（2017）年度実績）を、表 3-9 に示す 5 つの項目について岐阜県の平均値（平成 28（2016）年度実績）と比較・評価しました。

図 3-16 は、岐阜県を 100 とした時の本市の評価値^{注 3-5}の比率を表しており、100 よりも大きな値であると高評価になることから、レーダーチャートの五角形の面積が大きいほど、ごみ処理が優れていることを表します。

本市の評価値は、リサイクル率が岐阜県平均よりも低く基準値 100 を下回っていますが、その他の項目は良好な評価となっています。

表 3-9 5 つの評価項目及び評価値

評価項目	単位	瑞穂市	岐阜県	評価値
1 人 1 日あたりごみ総排出量	g/人・日	697	892	121.9
1 人 1 日家庭系ごみ排出量	g/人・日	370	522	129.1
リサイクル率	%	17.1	18.9	90.5
最終処分率	%	3.1	7.5	158.7
1 人あたりごみ処理費用 ^{注 3-6}	円/人・年	9,625	13,890	130.7

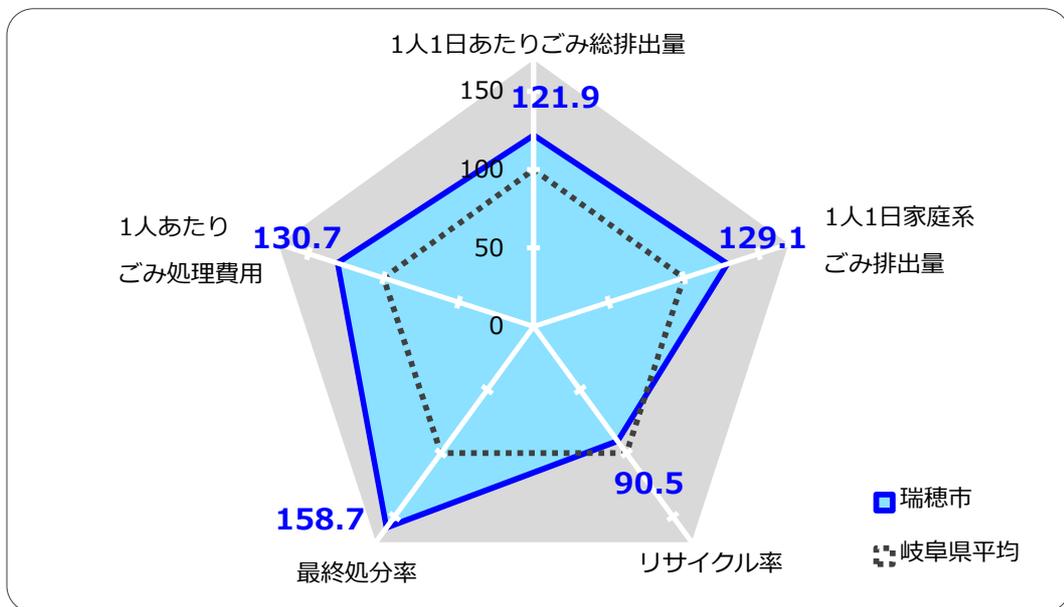


図 3-16 本市のごみ処理の評価（岐阜県平均値との比較）

注 3-5) 評価値は、評価項目の基準値を 100 としたときの指標値の比率（指数）を、『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』（平成 25 年 4 月・環境省）により算出しました。

注 3-6) 1 人あたりごみ処理費用＝ごみ処理にかかった経費（支出－収入）÷人口

(2) 住民満足度

『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』に示されている調査項目についてアンケート調査を実施し、住民満足度指数を算出しました。

調査の結果、住民満足度は「4.0」となり平均点3点を大きく上回り、過去2回の調査より良好な結果となりましたが、情報公開に関する認知度（63.6%）は低いことから、市民にとってより一層わかりやすい情報の提供方法を検討する必要があります。

表 3-10 住民満足度アンケート調査項目

項目	設 問
収集	ごみの収集（収集回数や分別区分など）に関して満足していますか？
取り組み	瑞穂市の「ごみ減量・再使用・リサイクル」(3R)への取り組みに満足していますか？
情報公開	ごみ処理や3Rの情報公開や提供に満足していますか？
清潔さ	瑞穂市の街の清潔さに満足していますか？

表 3-11 住民満足度算出結果

項目	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない	総回答数	有効回答数	得点	平均点
収集	261	90	55	12	15	433	418	1,787	4.3
取り組み	87	224	21	5	102	439	337	1,378	4.1
情報公開	57	186	39	13	151	446	295	1,120	3.8
清潔さ	69	258	77	13	36	453	417	1,544	3.7
総合評価									4.0

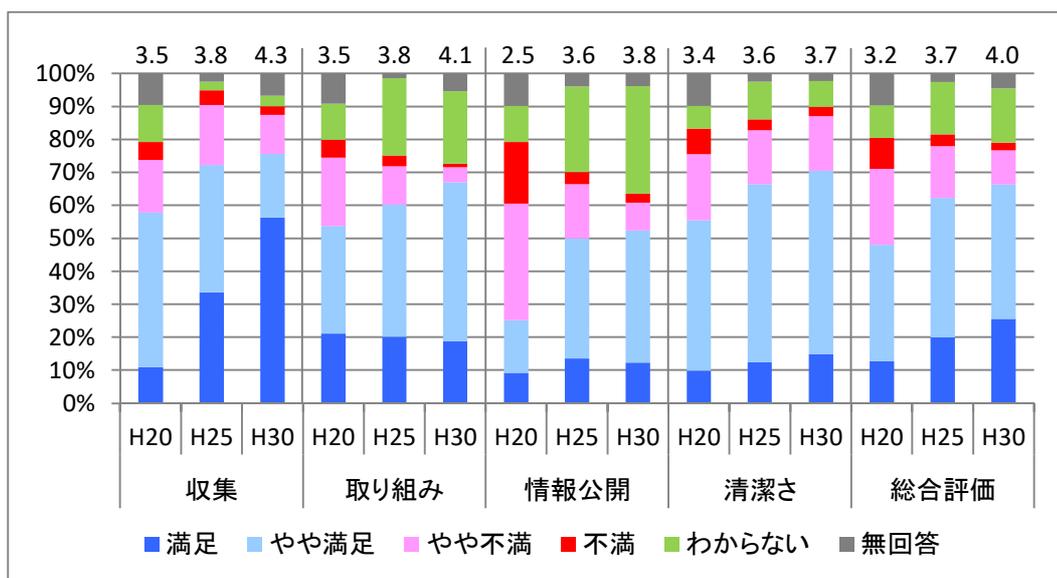


図 3-17 住民満足度調査結果（過去調査との比較）

5. ごみ処理の課題

ごみ処理の現状から抽出した課題と取り組みの方向性は、図 3-18 に示すとおりです。

可燃ごみの収集回数が週 3 回と他自治体よりも多いのに対して、資源ごみの収集回数は月に 1 回程度と他自治体と比較しても少なく、可燃ごみから資源を分別するための環境が整っていないことから、プラスチック製容器包装を可燃ごみに出している人の割合が高くなっています。可燃ごみ中の資源の分別を進めるためには、資源を分別しやすい環境整備を行う必要があります。

また、事業系ごみについては、現状の把握を行い多量排出事業者に対する指導を行う必要があります。

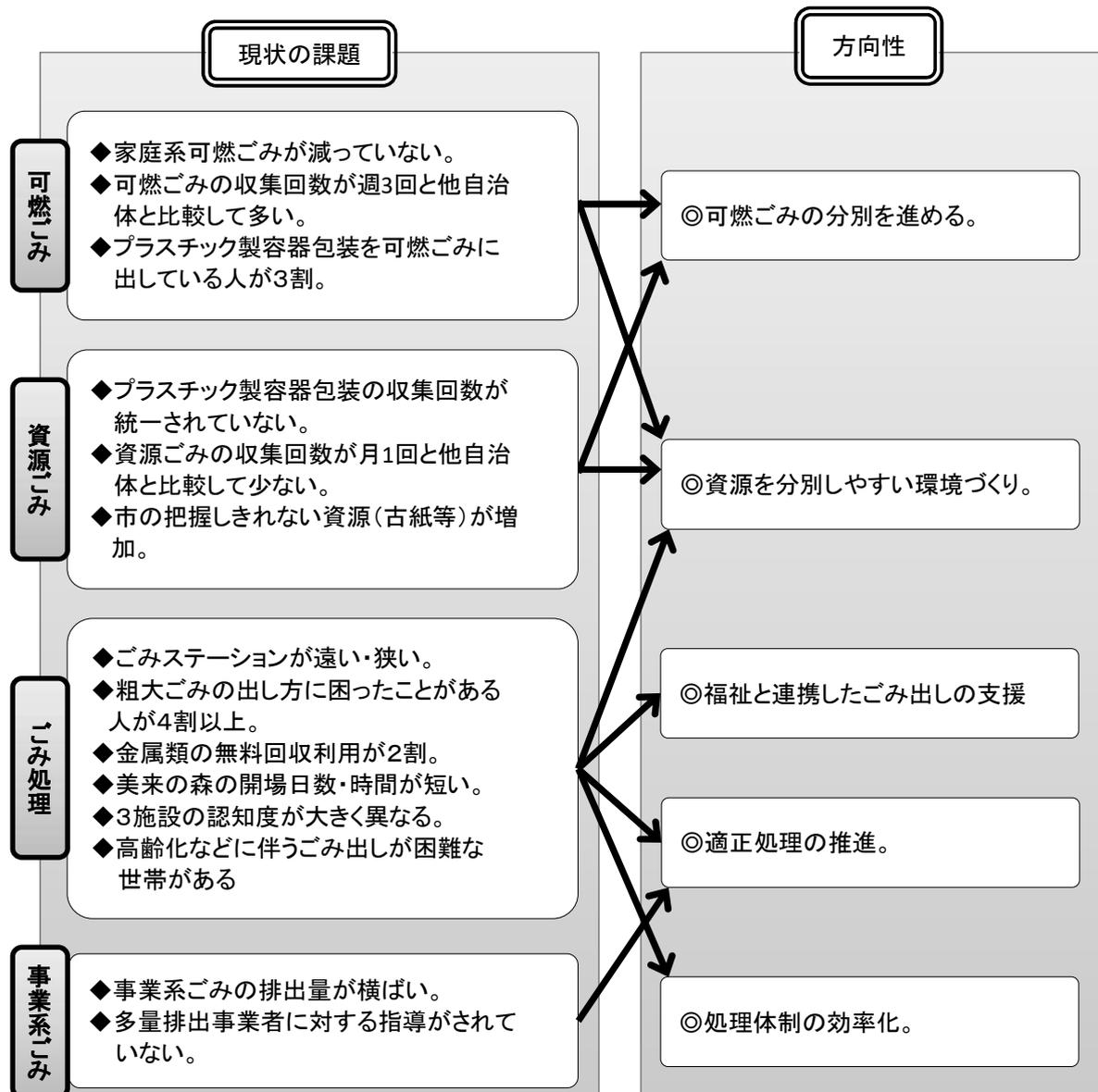


図 3-18 ごみ処理の課題と方向性

第2章 ごみ処理計画

1. 基本の方針

国においては、「循環型社会形成推進基本法」（平成12（2000）年6月施行）に基づき、循環型社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成30（2018）年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。この計画では、第三次計画に掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取り組みを引き続き中核的な事項として重視しつつ、更に「持続可能な社会づくりとの総合的取り組み」について将来像を描き、数値目標と実施すべき取り組みを具体的に記載しています。

私たちの生存、経済そして社会は地球なしには成立しません。

私たちが取るべき道は、大量生産・大量消費型の技術・システム・制度から、できるだけ少ない資源で全ての人が必要とする食糧や物を生産し大切に利用することで豊かさを生み出せるような、資源生産性の高い循環型社会を構築することです。

本市においても、限りある自然・資源、環境と共生できる資源循環型・環境保全型の街を構築していくという市民・事業者・行政の共通目標を確認し、循環型社会システムを実現するため、以下の基本的原則を設けます。

【廃棄物処理の優先順位】

- 1：できる限り廃棄物を出さない。（発生抑制：Reduce）
- 2：同じ形状のまま再利用する。（再使用：Reuse）
- 3：物質として再資源化し、再生品を優先利用する。（再生利用：Material Recycle）
- 4：エネルギーを回収して利用する。（熱回収：Thermal Recycle）
- 5：やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する。（適正処理）

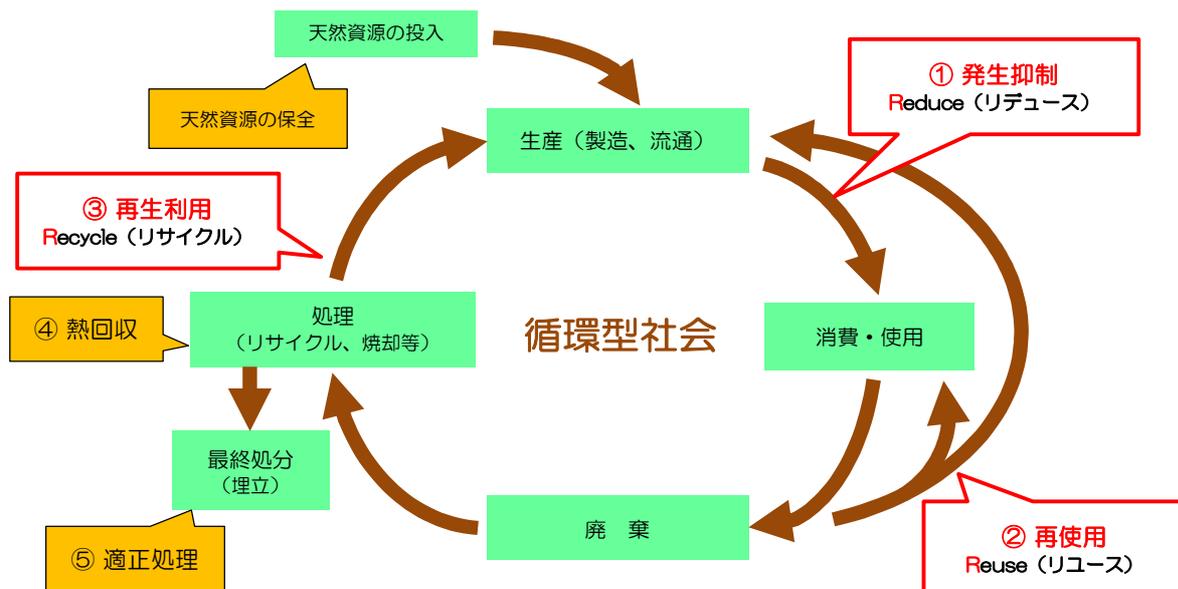


図 4-1 循環型社会のイメージ

2. 数値目標

2023 年度における数値目標は、前計画で定めた「1 人 1 日あたりごみ総排出量」に加えて、家庭から出る処理・処分を必要とするごみである「1 人 1 日家庭系ごみ排出量」と「事業系ごみ排出量」の 2 つを加えた 3 項目とします。

なお、前計画で目標に掲げた「リサイクル率」については、全県的に古紙類等の民間回収ルートが増加し、これに伴い集団回収量が減少したことで大きく減少を続けており、市の把握できない資源の量が増えていることから、目標値として設定せずに施策の効果を表す目安としての指標値としてその推移を把握します。

(1) 1 人 1 日あたりごみ総排出量

平成 29 (2017) 年度における 1 人 1 日あたりごみ総排出量は 697g/人・日であり、前計画で定めた 2023 年度 (目標年次) における目標値 702g/人・日も下回っています。

このことから、「1 人 1 日あたりごみ総排出量」の目標値は、緩やかな削減を目指し 2023 年度の目標値を 670g/人・日に見直します。

1 人 1 日あたりごみ総排出量を、平成 19 (2007) 年度実績 926 グラムと比べ、
2023 年度において、27%削減し 670 グラムとします。

(2) 1 人 1 日家庭系ごみ排出量

ごみ総排出量が減少しているのに対し、家庭から出る処理・処分を必要とするごみである 1 人 1 日家庭系ごみ排出量は横ばいですが、平成 29 (2017) 年度における実績は 370g/人・日であり、国の掲げる目標値 440g/人・日 (目標年次 2025 年度) をすでに下回っています。

国においても家庭から出る処理・処分を行うごみの量を数値目標として設定していることから、「1 人 1 日家庭系ごみ排出量」を新たな目標項目として設定し、2023 年度の目標値を 350g/人・日とします。

1 人 1 日家庭系ごみ排出量を、平成 29 (2017) 年度実績 370 グラムと比べ、
2023 年度において、20 グラム削減し 350 グラムとします。

(3) 事業系ごみ排出量

ごみ総排出量に占める事業系ごみの割合は約4割であり、過去5年間は横ばいで推移しています。

本市は、条例規則で1日あたり平均2トン以上を排出する事業者を多量排出事業者と定めていますが、市内に対象となる多量排出事業者はありません。

しかしながら、ごみの4割を占める事業系ごみの削減を進めるため、新たに「事業系ごみ排出量」を目標項目として設定し、多量排出事業者の規定を見直すとともに立ち入り指導などを行うことで、2023年度の目標値を平成29(2017)年度から400トン削減した4,847トンとします。

事業系ごみ排出量を、平成29(2017)年度実績5,247トンと比べ、
2023年度において、400トン削減し**4,847**トンとします。

(4) リサイクル率(指標値)

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成25年4月・環境省)では、市町村が把握するごみの範囲が定められており、「市町村が関与しないごみの処理(家電リサイクルや民間の資源回収等)」については適用範囲外とされていますが、前計画ではリサイクル率の目標値として、民間による古紙等の回収量を把握した独自の集計方法を設定しました。

しかし、全国的に、近年急速に拡大している古紙類等の民間回収(無料回収所)の増加により、家庭から出る古紙が集団回収から無料回収所へシフト^{注4-1}しており、本市においても古紙の流れ(資源化状況)を把握することが困難になっています。

国の定めるリサイクル率の算出方法では市民のリサイクルに対する取り組みを正しく評価することができないこと、民間事業者による古紙の流れを全て把握することができないことから、リサイクル率については、施策の効果を表す目安としての指標値に設定します。

表 4-1 指標値

項目	現状 平成 29 (2017) 年度)	計画最終年度 2023 年度
リサイクル率	17.1%	17.5%

注 4-1) 集団回収による古紙回収量が、平成 21 (2009) 年度～平成 28 (2016) 年度の過去 7 年間に 32,000 トン(岐阜県全体)減少しています。(出典:岐阜県の一般廃棄物・平成 30 年 4 月)

3. ごみの発生量及び処理量の見込み

(1) 推計方法

将来ごみ量の予測は、人口将来推計及び過去 10 年間のごみ排出量の実績に基づいて、トレンド推計式により将来数値を推計する手法を用いました。この手法は、『ごみ処理施設構造指針解説』に示された方法で、図 4-2 にごみ量予測のフローを示します。

家庭から排出されるごみ（生活系ごみ）については、ごみの種類ごとに 1 人 1 日あたりのごみ排出量推計結果×人口推計の予測値×年間日数で算出し、事業系ごみについては、ごみの種類ごとに 1 日あたりごみ排出量推計結果×年間日数で算出しました。

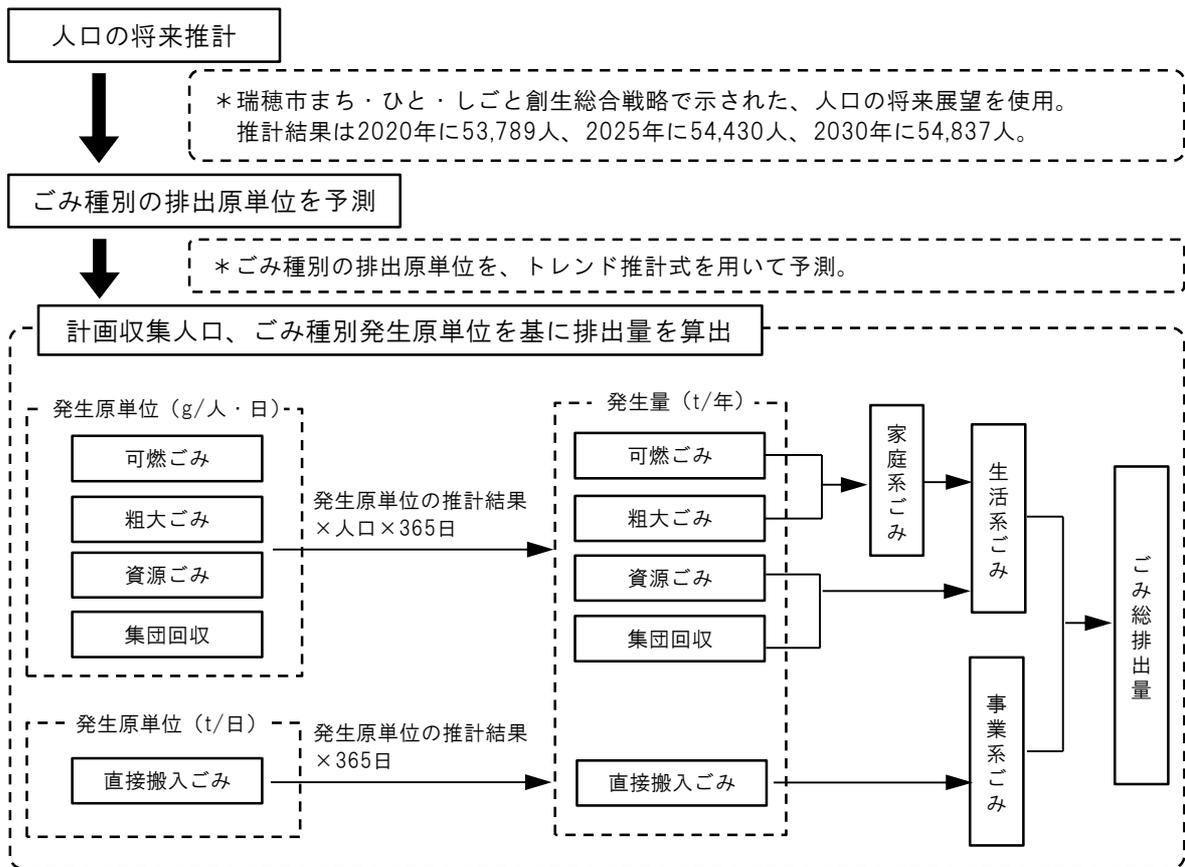


図 4-2 将来ごみ量の予測フロー

(2) 人口の将来推計

人口の将来推計は、瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 29 年 9 月改定版）に示された人口の将来展望を採用しました。

なお、計画収集人口は行政区域内人口とし、自家処理人口はないものとししました。

(3) ごみ排出量の将来予測

ごみ排出量の将来予測は、表 4-2 及び以下に示すとおりです。

表 4-2 ごみ排出量の将来予測

項目	単位	実績値		推計値				
		和暦	H29	H30	H31	—	—	—
		西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022
計画収集人口	人	54,191	54,057	53,923	53,789	53,917	54,045	54,173
ごみ総排出量	t/年	13,793	13,871	13,746	13,548	13,425	13,305	13,217
収集ごみ	t/年	6,705	6,689	6,619	6,512	6,454	6,395	6,352
可燃ごみ	t/年	6,365	6,334	6,265	6,163	6,108	6,052	6,013
資源ごみ	t/年	340	355	354	349	346	343	340
びん	t/年	178	172	166	159	154	149	144
かん類	t/年	50	62	62	62	62	62	62
ペットボトル	t/年	4	4	4	4	4	4	4
プラスチック製容器包装	t/年	108	117	122	124	127	128	129
直接搬入ごみ	t/年	6,823	6,769	6,713	6,625	6,559	6,497	6,449
可燃ごみ	t/年	5,377	5,299	5,249	5,174	5,111	5,051	5,001
家庭系可燃ごみ	t/年	131	164	162	159	158	156	155
事業系可燃ごみ	t/年	5,247	5,136	5,087	5,015	4,953	4,895	4,846
粗大ごみ	t/年	787	789	790	787	790	793	798
資源ごみ	t/年	632	660	652	640	634	628	625
ペットボトル(回収機)	t/年	162	158	160	161	164	166	169
かん類(回収機)	t/年	77	86	86	86	86	86	86
古紙類	t/年	81	101	101	100	100	101	101
衣類	t/年	17	22	22	21	22	22	22
剪定木	t/年	281	283	272	261	252	243	236
中央エコセンター	t/年	14	11	11	11	11	11	11
有害ごみ	t/年	27	22	22	23	24	24	25
蛍光灯・電球	t/年	8	7	7	7	7	7	8
乾電池	t/年	18	14	14	15	15	16	16
ライター	t/年	1	1	1	1	1	1	1
集団回収	t/年	265	414	414	412	413	414	416
ダンボール	t/年	40	58	58	58	58	58	59
新聞紙	t/年	134	211	211	210	211	211	212
雑誌	t/年	78	123	123	122	123	123	124
布類	t/年	11	18	18	18	18	18	19
牛乳パック	t/年	2	3	3	3	3	3	3
生活系ごみ	t/年	8,546	8,736	8,659	8,533	8,472	8,410	8,371
家庭系ごみ	t/年	7,310	7,308	7,240	7,132	7,079	7,026	6,991
事業系ごみ	t/年	5,247	5,136	5,087	5,015	4,953	4,895	4,846
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	697	703	697	690	682	674	667
1人1日家庭系ごみ排出量	g/人・日	370	370	367	363	360	356	353
中間処理量(焼却量)	t/年	12,036	12,029	11,912	11,733	11,616	11,502	11,415
可燃ごみ	t/年	11,743	11,633	11,514	11,337	11,218	11,103	11,014
粗大ごみ中の可燃物	t/年	293	396	397	396	397	399	401
資源化量	t/年	2,354	2,394	2,379	2,349	2,335	2,321	2,314
資源ごみ	t/年	972	1,015	1,005	989	981	971	964
集団回収	t/年	265	414	414	412	413	414	416
粗大ごみの資源化量	t/年	266	268	269	268	269	270	271
組合による資源化量	t/年	852	698	691	681	674	667	662
リサイクル率	%	17.1	17.3	17.3	17.3	17.4	17.4	17.5
最終処分量	t/年	423	447	443	437	433	429	426
焼却処理に伴う最終処分量	t/年	385	409	405	399	395	391	388
粗大ごみの最終処分量	t/年	38	38	38	38	38	38	38
最終処分率	%	3.1	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2

① ごみ総排出量

1人1日あたりごみ総排出量、1人1日家庭系ごみ排出量の将来予測は、図4-3に示すとおりです。

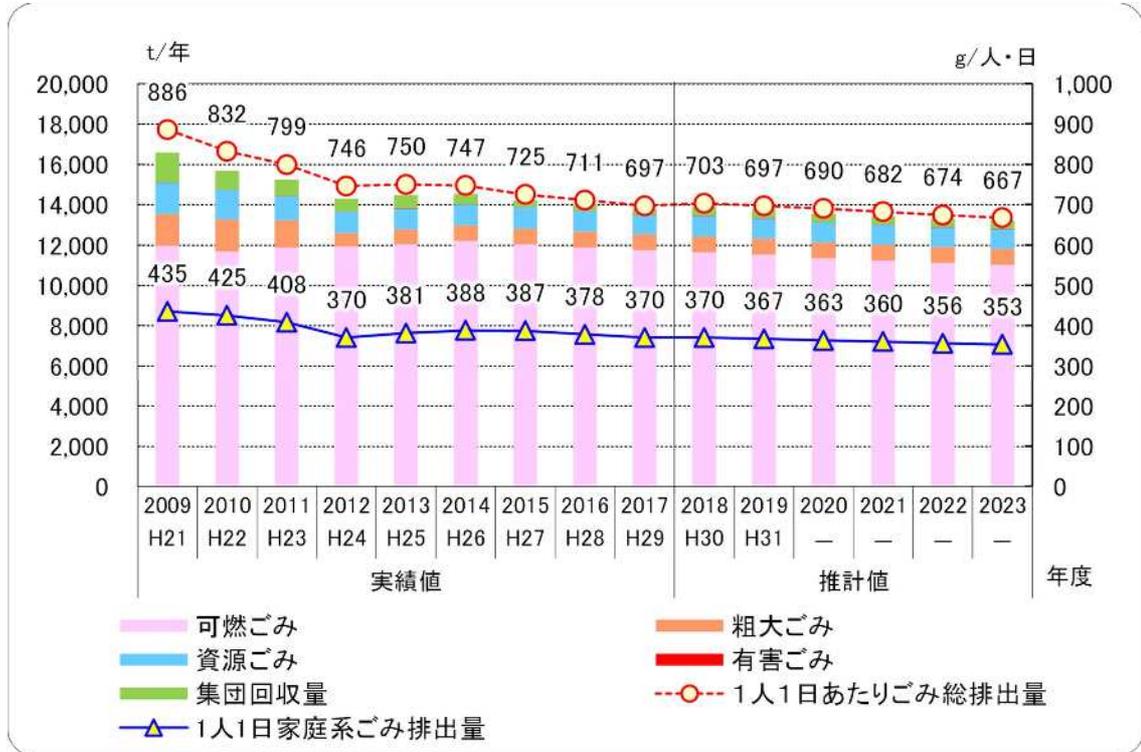


図4-3 ごみ総排出量の将来予測

② 事業系ごみの将来予測

事業系ごみ排出量及び事業系ごみの割合の将来予測は、図4-4に示すとおりです。



図4-4 事業系ごみ排出量の将来予測

③ リサイクル率の将来予測

資源化量及びリサイクル率の将来予測は、図 4-5 に示すとおりです。

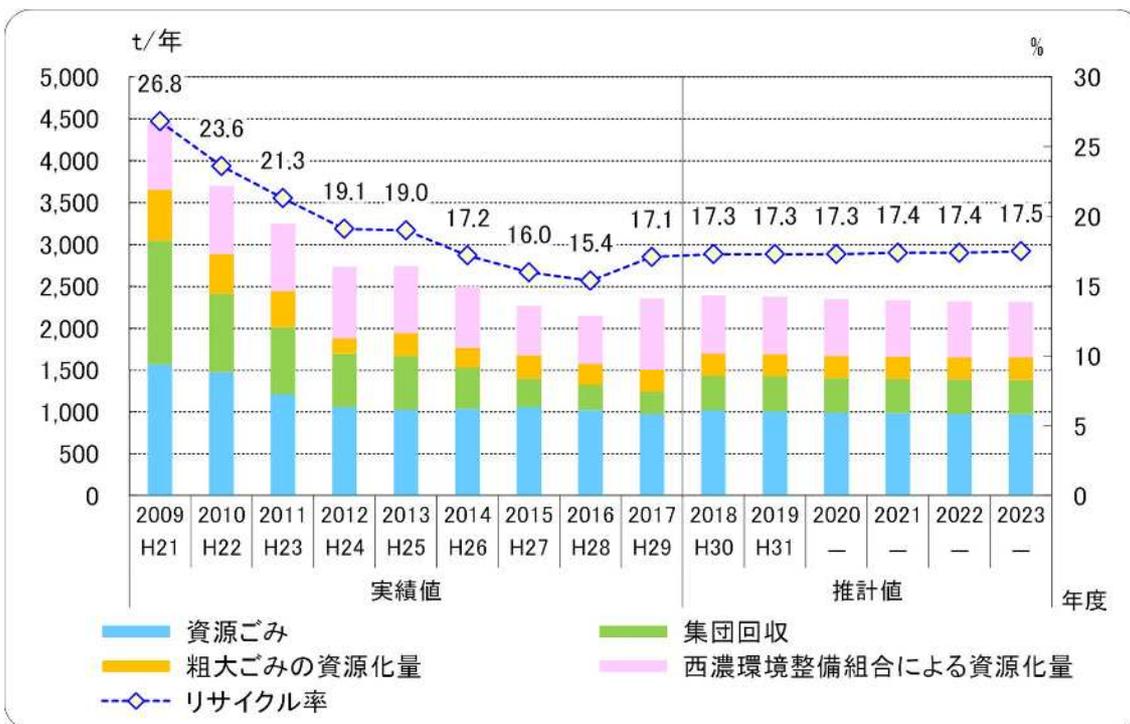


図 4-5 リサイクル率の将来予測

④ 最終処分量の将来予測

最終処分量の将来予測は、図 4-6 に示すとおりです。

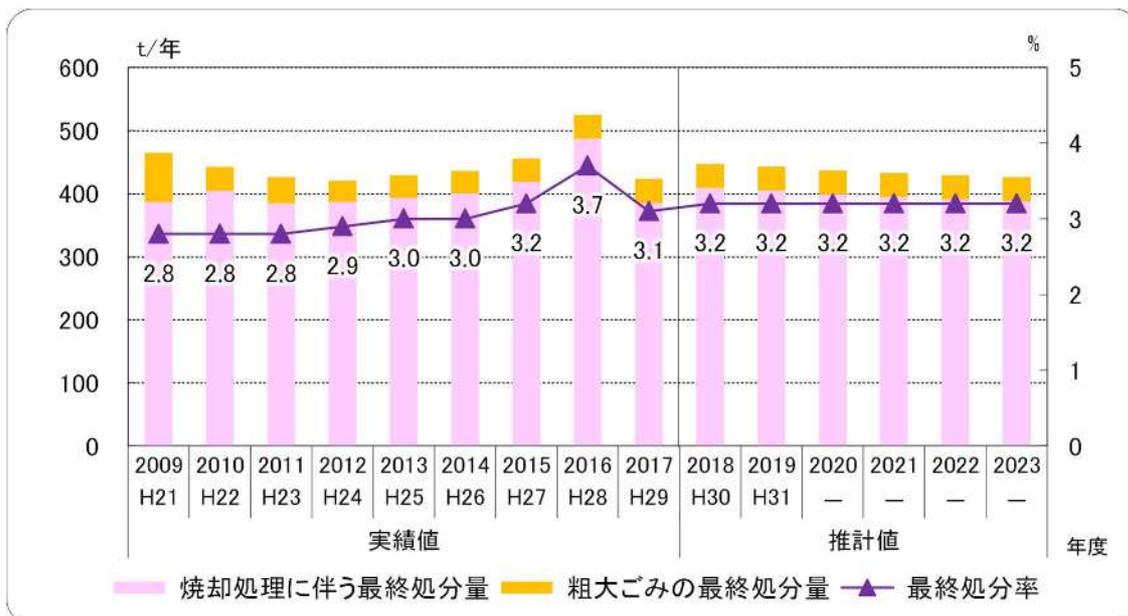


図 4-6 最終処分量の将来予測

4. 目標達成のための施策

(1) 具体的な施策

「発生抑制のための取り組み」「資源化のための取り組み」「収集などの取り組み」を3つの基本施策とし、17の具体的な施策を進めていきます。

具体的な施策とその内容は、表4-3に示すとおりです。

表4-3-1 施策一覧

項目	No.	施策	具体的な内容	
発生抑制のための取り組み	1	可燃ごみ及び資源ごみの収集回数の見直し	可燃ごみの収集回数を週2回に減らすことで、資源ごみの収集回数を増やします。	新規
	2	小・中学生にごみに関する学習機会の提供	学校との連携により、職員による出前講座の開催など、小・中学生がごみについて学ぶ機会を提供します。	継続
	3	家庭での生ごみの減量化などの推進	生ごみ処理容器購入補助金制度などを実施し、家庭から出る生ごみの減量化などを推進していきます。	継続
	4	マイバック持参運動の推進	レジ袋有料化参加店舗などと協働し、マイバック持参運動を推進します。	継続
	5	フリーマーケット等ごみにしない取り組みの推進	フリーマーケットの開催支援など、ごみにしない再使用の取り組みを進めます。	継続
	6	ごみ分別手引きやホームページで分別方法等、わかりやすい情報の提供	市民の意見等を取り入れ、ごみ分別手引きの改訂等を踏まえ、市民が見てわかりやすい情報を提供します。	継続
	7	事業系ごみについて広報やホームページで情報提供や啓発を実施	事業者が出すごみは、事業系ごみであることを認識してもらうため、情報提供や啓発を行います。	継続
	8	多量排出事業者に対する減量化指導	多量排出事業者の実態を現地調査し、ごみ減量・適正排出の指導を行います。	拡充

表 4-3-2 施策一覧

項目	No.	施策	具体的な内容	
資源化のための取り組み	9	粗大ごみと資源ごみの持込拠点を整備し、運用方法の見直し	美来の森の施設整備を行い、粗大ごみ専用として市民の持ち込みができる日を増やすとともに、資源ごみの持込拠点として巢南集積場を整備し、中央エコセンターの周知も図ります。	新規
	10	粗大ごみ区分の見直し	粗大ごみのうち小型家電品目の処理手数料について見直しを行います。	新規
	11	民間回収ルートによる資源化量の把握	市内に設置する古紙類等の無料回収所について、回収量の報告を求め、資源化量を把握します。	拡充
	12	子ども会・PTA や自治会などによる集団回収の促進	各種団体が実施する集団回収について奨励金の交付制度があることを周知し、集団回収を促進します。	継続
収集などの取り組み	13	地域と連携して、収集ステーションの配置や管理のあり方を検討	1 箇所あたりの世帯数が多いステーションについて、分割するなどステーションの配置基準を検討します。	拡充
	14	空き容器回収機運用方法の見直し	資源ごみの収集回数が増え、資源ごみの持込拠点が整備された段階で、空き容器回収機の運用方法を見直します。	拡充
	15	高齢者、障がい者世帯に対するふれあい収集の検討。	福祉部門と連携して、ステーションまでごみを排出できない高齢者、障がい者、生活困窮者世帯などに対して、安否確認を兼ねた戸別収集（ふれあい収集）の実施を検討します。	拡充
	16	粗大ごみ運び出しサービスの検討	自宅内から玄関先まで粗大ごみを出すことができない人への、運び出しサービスを検討します。	新規
	17	市の事務・事業におけるグリーン購入・契約の推進	市の行う事務・事業では、再生紙の利用などグリーン購入・物品の契約を行うとともに、プロポーザル方式の契約では環境に配慮した計画に対する考慮を行います。	継続

(2) スケジュール

施策のスケジュールは、表 4-4 に示すとおりです。

表 4-4 施策のスケジュール

3つの基本施策		実施時期				
		H31 2019	- 2020	- 2021	- 2022	- 2023
17の具体的な施策						
発生抑制のための取り組み						
1	可燃ごみ及び資源ごみの収集回数の見直し		検討		実施	
2	小・中学生にごみに関する学習機会の提供			継続実施		
3	家庭での生ごみの減量や堆肥化の推進			継続実施		
4	マイバック持参運動の推進			継続実施		
5	フリーマーケット等ごみにしない取り組みの推進			継続実施		
6	ごみ分別手引きやホームページで分別方法等、わかりやすい情報の提供			継続実施		
7	事業系ごみについて広報やホームページで情報提供や啓発を実施			継続実施		
8	多量排出事業者に対する減量化指導			実施		
資源化のための取り組み						
9	粗大ごみと資源ごみの持込拠点を整備し、運用方法の見直し		施設整備		実施	
10	粗大ごみ区分の見直し		検討		実施	
11	民間回収ルートによる資源化量の把握			継続実施		
12	子ども会・PTAや自治会などによる集団回収の促進			継続実施		
収集などの取り組み						
13	収集ステーションの配置や管理のあり方の検討		検討		実施	
14	空き容器回収機運用方法の見直し				検討	
15	高齢者、障がい者世帯に対するふれあい収集の検討		検討		実施	
16	粗大ごみ運び出しサービスの検討		検討		判断	
17	市の事務・事業におけるグリーン購入・契約の推進			継続実施		

5. ごみ処理に関する基本的事項

(1) 目標年次のごみ処理フロー

目標年次である 2023 年度のごみ処理フローは、図 4-7 に示すとおりです。

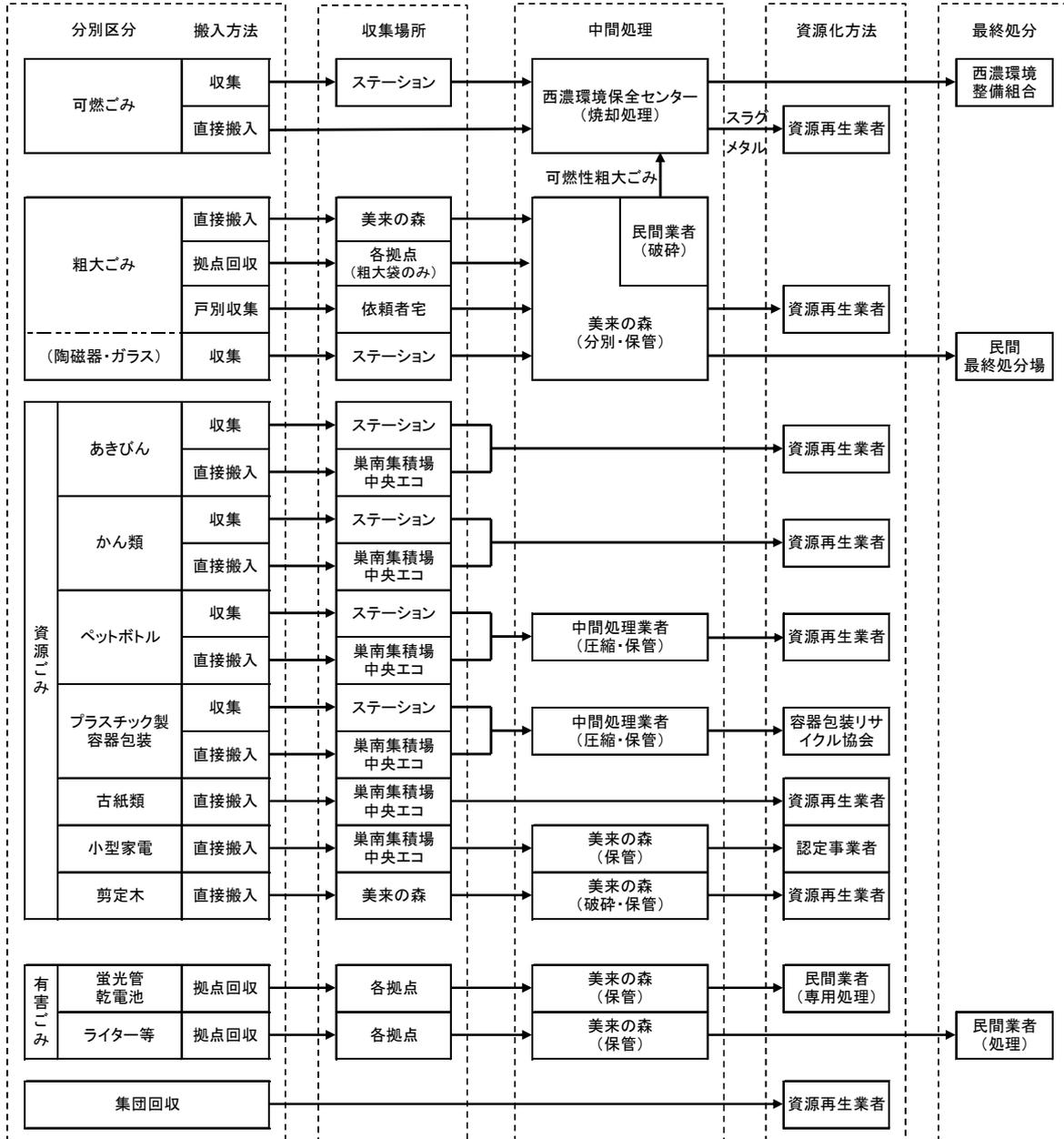


図 4-7 目標年次 (2023 年度) のごみ処理フロー

(2) 収集・運搬計画

収集・運搬は、ごみ処理における市民との接点であり、ごみの排出方法や分別方法及び収集方法によっては、環境や衛生面の影響が大きく重要な部門です。

市民のニーズに合わせながら、今後の社会状況の変化に合わせた効率的かつ環境・衛生面に留意した収集を行い、中間処理を行う施設へより効率的な運搬に努めます。

① 収集形態・収集回数

家庭系ごみの収集は、可燃ごみの収集回数を週 2 回に減らすことで、資源ごみの収集回数を増やします。

なお、事業系ごみについては、現状と同様に自己搬入または許可業者による随時収集とします。

② 排出禁止物

ごみの適正かつ効率的な処理のため、表 4-5 に示すものを排出禁止物とします。

表 4-5 排出禁止物

項目	内容
有毒性のあるもの	農薬、劇薬とその容器、バッテリー、その他有害性のあるもの。
感染性のある物	鋭利な物（注射器、注射針）、血液、血液製剤等、その他感染の恐れがあるもの。
危険性・引火性のある物	火薬類、ガスボンベ、塗料、その他危険性のあるもの。 消火器、ガソリン、廃油（食用油を除く）、灯油、その他引火性のあるもの。
著しく悪臭を発生する物やその他処理が困難な物	分別していないごみ、オートバイ・スクーター、自動車、家電リサイクル 6 品目、パソコン本体、ノートパソコン。

③ 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物については、感染性を有した鋭利なもの以外（血の付いた包帯、ガーゼ、おむつ等）については可燃ごみとして本市で委託業者により収集運搬し、西濃環境整備組合で焼却処理を行うものとします。

なお、注射器やカテーテルなどの感染性を有している鋭利なものについては、医師会や薬剤師会等と連絡を密に取りながら、適正な処理を行うことができるよう調整を行います。

④ 収集・運搬体制

- ・ 自治会等が設置・管理するステーション回収方式を継続します。
- ・ 委託業者と連携を図りながら、迅速な収集の促進を図ります。
- ・ 環境面・衛生面に留意しながら、業務の効率化を図ります。
- ・ 排出量に応じた負担の公平化と、排出抑制を一層推進するため、可燃ごみ処理手数料の見直しを随時行います。
- ・ ステーションまでごみを排出できない高齢者等で支援が必要な世帯を対象として、玄関先までごみを収集に伺う「ふれあい収集」を検討します。

(3) 中間処理計画

目標年次である 2023 年度における中間処理の方法は、表 4-6 に示すとおりです。

表 4-6 中間処理の方法

種 別		処理方法
可燃ごみ		現状と同様、西濃環境整備組合の焼却施設で処理します。
粗大ごみ		美来の森で分別・保管後に中間処理業者で破碎・選別処理を行い、可燃物、資源物と不燃残渣に分類し、それぞれ処理・処分を行います。
資源 ごみ	びん	資源再生業者に引き渡します。
	かん類	資源再生業者に引き渡します。
	ペットボトル	中間処理業者で選別・圧縮・梱包後、資源再生業者に引き渡します。
	プラスチック製 容器包装	中間処理業者で選別・圧縮・梱包後、容器包装リサイクル協会に引き渡します。
	古紙類	資源再生業者に引き渡します。
	小型家電	認定事業者に引き渡します。
	剪定木	美来の森で破碎処理し、チップとして資源化します。
有害 ごみ	乾電池・蛍光灯	水銀含有の恐れがある、乾電池・蛍光灯は、美来の森で保管後、専門の処理業者に引き渡します。
	ライター	美来の森で保管後、専門の処理業者に引き渡します。

(4) 最終処分計画

本市は一般廃棄物最終処分場を保有しておらず、最終処分量は県内他市町村と比較すると少ない状況ですが、埋立物は無くならないことから最小限にとどめ、今後も民間業者に委託し処分します。

可燃ごみの処理に伴い発生する焼却残渣は、組合の所有する最終処分場で処分を行います。

6. ごみ処理施設の整備に関する事項

プラスチック製容器包装のステーション収集回数を増やすとともに、平成 27 (2015) 年 3 月に策定した (仮) 瑞穂市エコステーション基本構想に基づき、2033 年を目処に美来の森及び巣南集積場の施設整備を行い、「美来の森」「巣南集積場」「中央エコセンター」の 3 施設の取扱品目を変更することで機能的な運用を推進し、市民の利便性向上を図ります。

表 4-7 搬入施設の運用方法

施設名	取扱品目	
	現状	変更後
美来の森	粗大ごみ プラスチック製容器包装 古紙類 剪定木 有害ごみ	粗大ごみ 剪定木 有害ごみ
巣南集積場	粗大ごみ 資源ごみ 有害ごみ	資源ごみ ^{※1} 小型家電 ^{※2}
中央エコセンター	資源ごみ 小型家電	資源ごみ ^{※1} 小型家電 ^{※2}

※1 前頁表 4-6 に示す資源ごみのうち、「びん」「かん類」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」及び「古紙類」とします。

※2 粗大ごみの区分から見直しを行います。

7. その他ごみ処理に関し必要な事項

(1) 廃棄物減量等推進審議会

市における廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推審議会の積極的な活用を推進します。

(2) 災害対策

震災時及び水害時に発生する災害廃棄物の処理は、平成 30 年 3 月に策定した「瑞穂市災害廃棄物処理計画」に基づき初動対応を着実に実施するとともに、発災後は岐阜県による技術支援を受けて「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、処理を行います。

(3) 不適正排出及び不法投棄対策

不適正排出については、ごみの分別やごみ収集日などのごみ排出ルールがまだ完全に浸透していないことから、ごみの適正排出適正処理に向けた啓発を推進します。

不法投棄については、違法行為であることや環境の汚染につながることを啓発するとともに、不法投棄根絶に向けた活動や指導をさらに推進します。

第 3 部 生活排水処理基本計画

第 1 章 生活排水処理の基本的事項

1. 生活排水処理の現状と課題

(1) 生活排水処理の沿革

生活排水処理に係る処理施設には、集合処理施設（下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント^{註5-1}など）及び、個別処理施設（浄化槽など）があります。

本市では現在、特定環境保全公共下水道（西処理区）、農業集落排水処理施設（呂久処理区）及びコミュニティ・プラント（別府処理区）を整備して、生活排水の集合処理を進めています。

集合処理の推進策として、集合処理区域での住宅改築などによる水洗化を促進するため、「瑞穂市排水設備等改造助成金交付規則」及び「瑞穂市排水設備等改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則」を定めて補助金ならびに融資あっ旋（利子補給含む）を実施し、接続率向上に努めています。

また、上記以外の集合処理として、「瑞穂市汚水処理施設整備構想」に公共下水道（瑞穂処理区）を位置づけ、平成 27（2015）年 4 月には市街化区域について都市計画決定を行い、早期の事業着手を目指しています。

合併処理浄化槽については、かつて、宅地開発や規模の大きな施設を中心に設置されてきましたが、平成 13（2001）年 4 月の浄化槽法改正に伴い、公共用水域に排出される汚濁負荷量が多い単独処理浄化槽の設置が禁止され、近年、一般家庭などについても合併処理浄化槽の普及が進んできました。

本市においては、平成 15（2003）年度の本市誕生当初から合併処理浄化槽を設置するものに対して補助金を交付する制度を設け、合併処理浄化槽の普及に努めています。

新設が原則廃止となった、し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、便所の水洗化に伴いし尿くみ取りから切り替えられてきましたが、まだ浄化槽の 5 割を占めており、既設のものについては早期に集合処理施設や合併処理浄化槽への転換を進めています。

本市のし尿の収集・運搬については、本市が許可した業者が行っています。

(2) 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 5-1 に示すとおりです。

表 5-1 生活排水の処理主体

区域	処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
集合処理	特定環境公共下水道	し尿及び生活雑排水	本市
	農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	本市
	コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	本市
個別処理	合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
	単独処理浄化槽	し尿	個人等
	し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	もとす広域連合

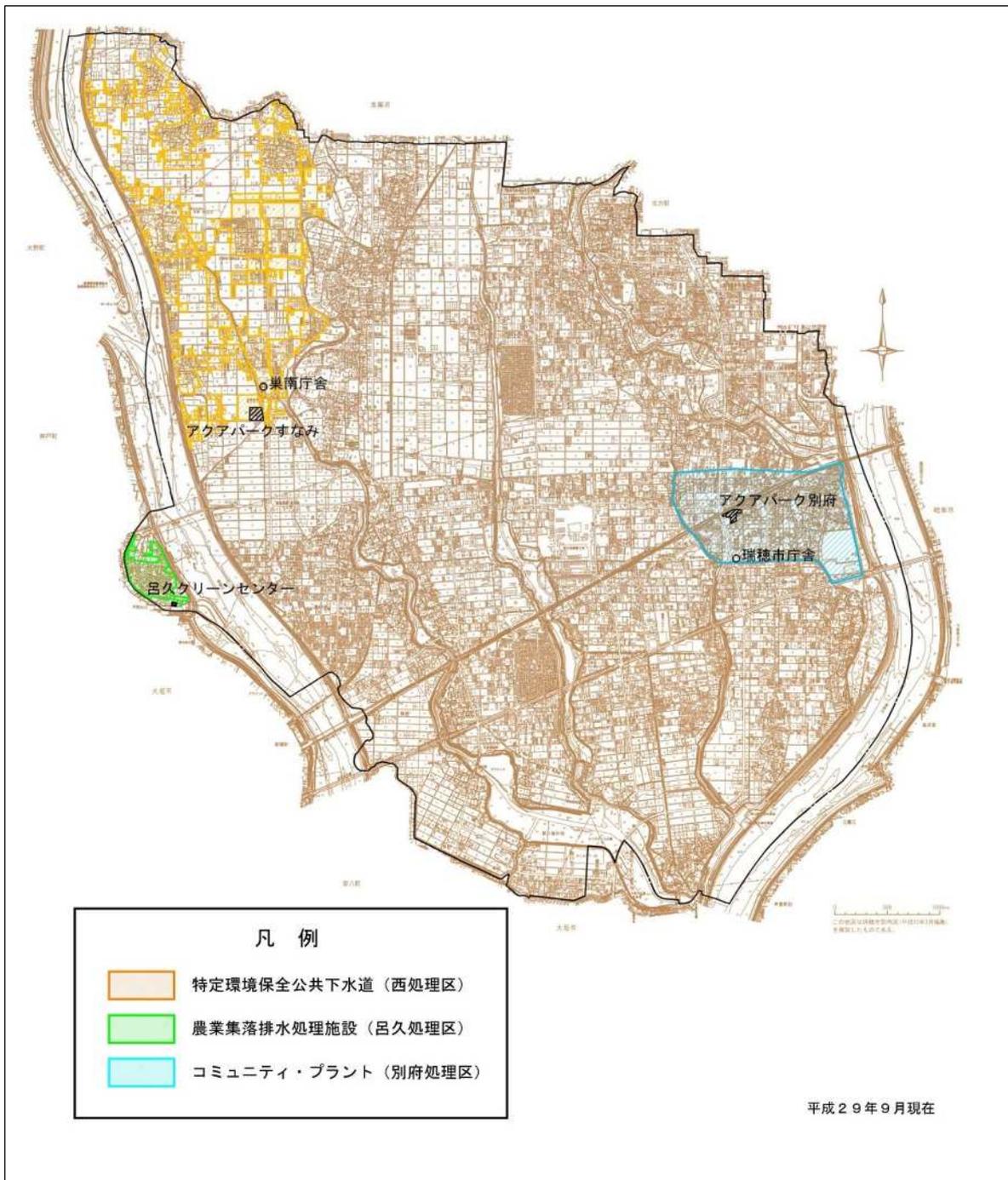


図 5-1 生活排水処理区域の概要

注 5-1) 以下文中で、特定環境保全公共下水道を「特環」、農業集落排水処理施設を「農集」、コミュニティ・プラントを「コミ・プラ」と略す場合があります。

(3) 生活排水処理体系の現状

平成 30 (2018) 年度における本市の生活排水処理の流れは、図 5-2 に示すとおりであり、単独処理浄化槽世帯及びくみ取り世帯から出る台所や風呂などから出る排水（生活雑排水）は、処理が行われないまま河川などの公共用水域に流されています。

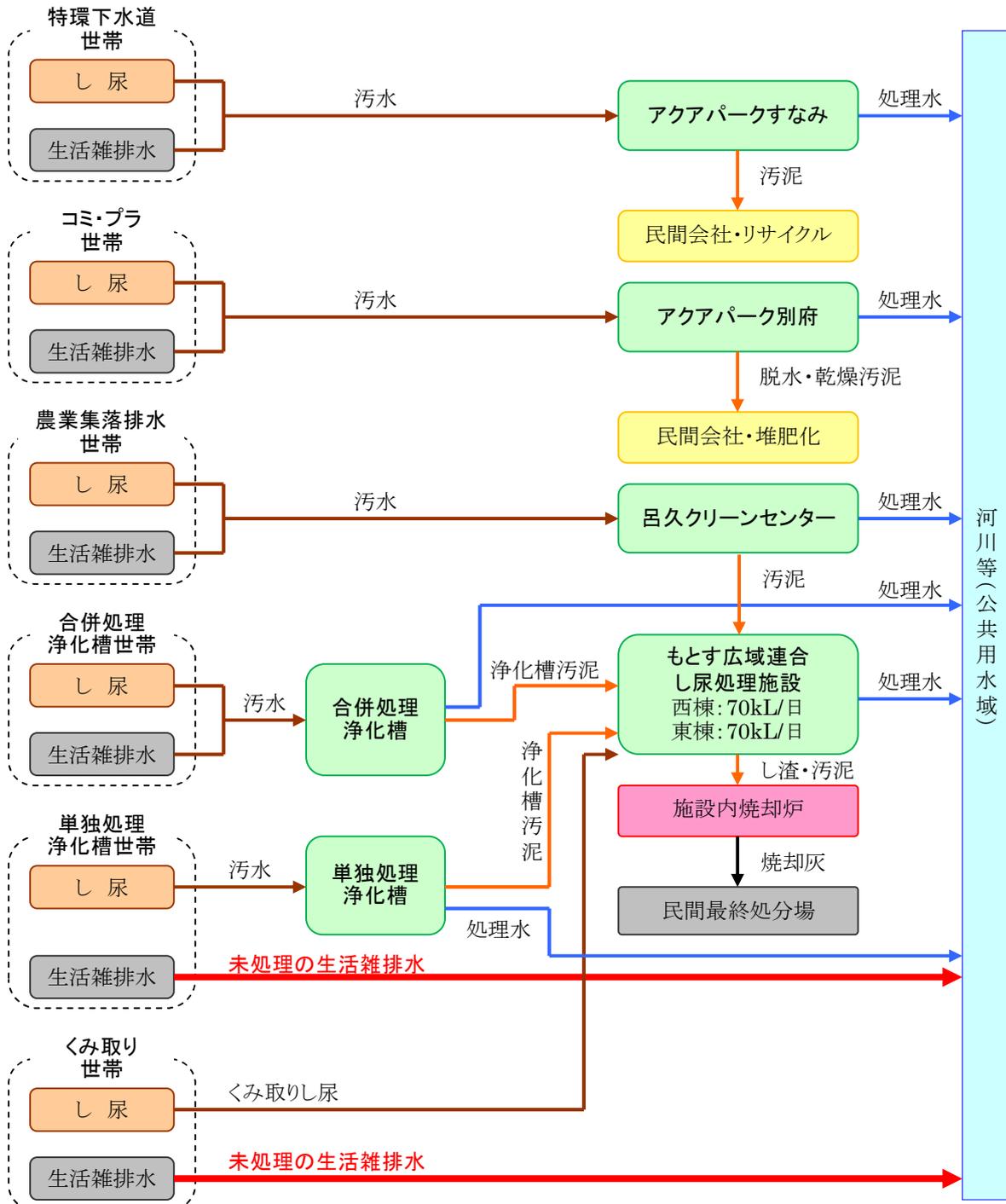


図 5-2 生活排水処理の流れ

(4) 生活排水処理形態別人口の推移

本市における過去10年間の生活排水処理形態別人口の推移は、表5-2及び図5-3に示すとおりです。

平成29(2017)年度における本市の生活排水処理率^{注5-2}は、56.1%となっています。

表5-2 生活排水処理形態別人口の推移

区分	単位	実績									
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
計画処理区域内人口	人	51,126	51,271	51,634	52,083	52,453	52,822	53,271	53,599	53,909	54,191
水洗化・生活雑排水処理人口	人	21,217	22,867	23,545	24,781	25,978	26,842	28,106	28,856	29,964	30,423
公共下水道人口	人	2,744	2,783	2,860	2,840	2,821	2,890	2,928	2,854	2,983	2,949
農業集落排水人口	人	482	472	470	452	444	429	423	414	408	391
コミュニティ・プラント人口	人	1,330	1,419	1,560	1,610	1,621	1,769	1,902	1,841	1,934	1,962
合併処理浄化槽人口	人	16,661	18,193	18,655	19,879	21,092	21,754	22,853	23,747	24,639	25,121
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	27,680	26,361	26,151	25,478	24,810	24,478	23,832	23,528	22,933	22,886
単独処理浄化槽人口	人	27,680	26,361	26,151	25,478	24,810	24,478	23,832	23,528	22,933	22,886
非水洗化人口	人	2,229	2,043	1,938	1,824	1,665	1,502	1,333	1,215	1,012	882
し尿人口(くみ取り)	人	2,229	2,043	1,938	1,824	1,665	1,502	1,333	1,215	1,012	882
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	41.5	44.6	45.6	47.6	49.5	50.8	52.8	53.8	55.6	56.1
世帯数	戸	18,184	18,374	18,587	18,850	19,154	19,533	19,842	20,148	20,559	20,883
1世帯当たりの人数	人/戸	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6

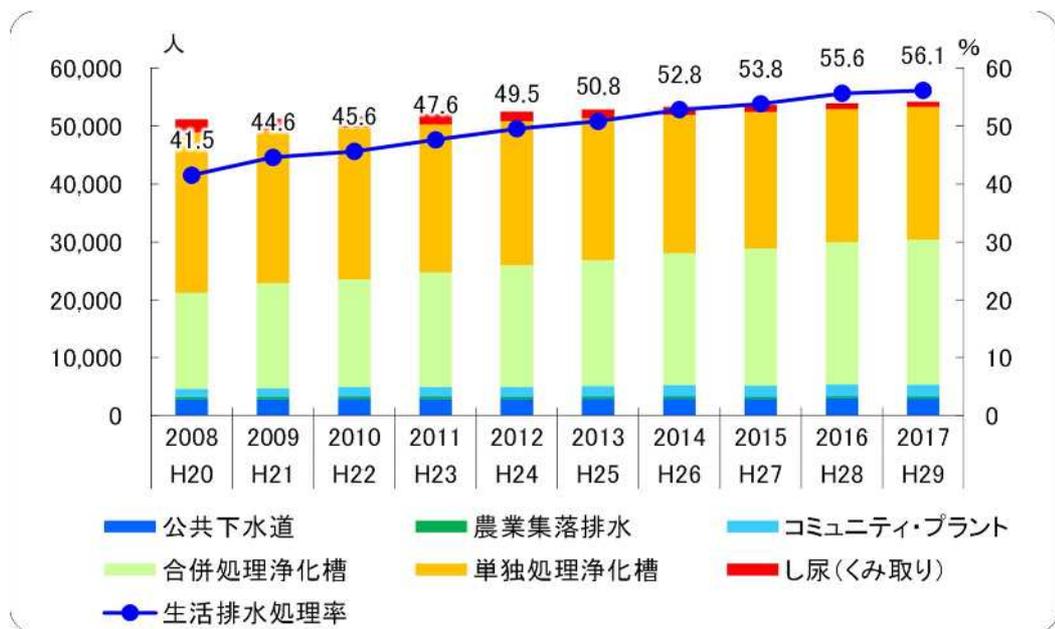


図5-3 生活排水処理形態別人口の推移

注5-2) 生活排水処理率=水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

(5) し尿及び汚泥の排出状況

本市における過去 10 年間のし尿及び浄化槽汚泥排出量及び浄化槽設置基数の推移は、表 5-3 及び図 5-4 に示すとおりです。

表 5-3 し尿及び汚泥排出量の推移

区 分		単位	実績									
			H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
			2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
発生量	し 尿	kL/年	1,046	1,002	968	906	850	770	757	701	663	644
	浄化槽汚泥	kL/年	27,444	28,630	29,183	30,509	30,969	31,123	30,285	31,061	32,043	32,904
	農業集落排水汚泥	kL/年	168	167	164	164	161	156	156	164	165	115
	コミ・プラ汚泥	kL/年	0	35	124	120	120	160	682	100	0	20
	合 計	kL/年	28,658	29,834	30,439	31,699	32,100	32,209	31,880	32,025	32,871	33,682
	1 日平均排出量	kL/日	78.5	81.7	83.4	86.6	87.9	88.2	87.3	87.5	90.1	92.3
設置数	浄化槽設置基数	基	12,634	11,143	11,420	11,709	11,802	11,508	11,765	12,003	11,839	12,095
	合併処理浄化槽基数	基	4,214	3,242	3,948	4,430	4,713	5,040	5,333	5,621	5,504	5,803
	単独処理浄化槽基数	基	8,420	7,901	7,472	7,279	7,089	6,468	6,432	6,382	6,335	6,292

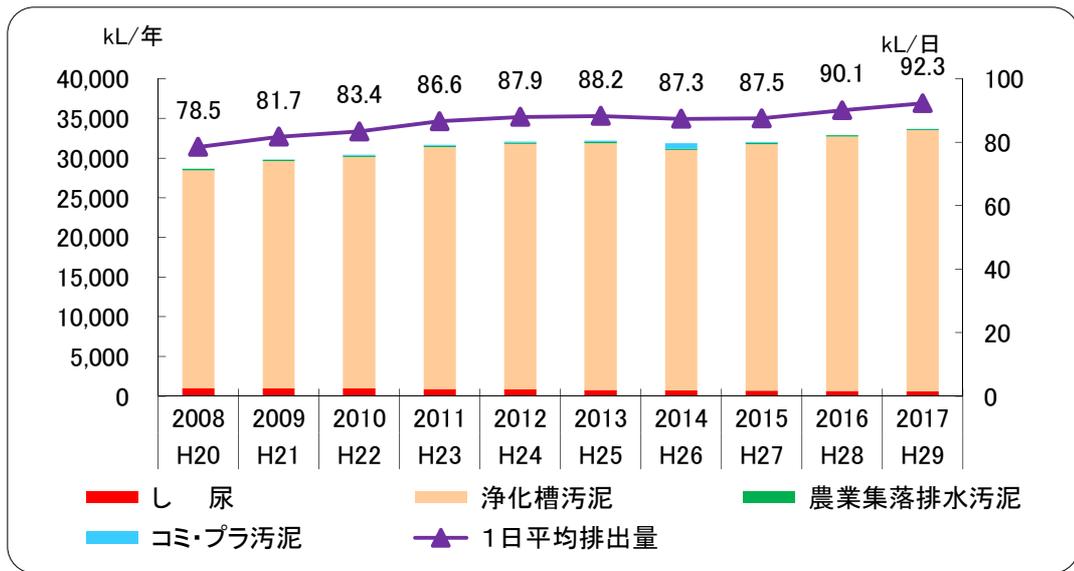


図 5-4 し尿及び汚泥排出量の推移

(6) 収集・運搬の現状

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬方法等は表 5-4 に示すとおりです。

表 5-4 収集運搬方法等

項 目	収集運搬方法	業者数	収集回数
し 尿	許可制	2 社	随時（穂積地区）月 1 回（巢南地区）
浄化槽汚泥	許可制	2 社	随時

(7) 生活排水処理施設の現状

本市における中間処理施設の位置は図 5-5 に、各施設の概要は表 5-5～表 5-8 に示すとおりです。



図 5-5 中間処理施設位置図

表 5-5 特定環境保全公共下水道（西処理区）の概要

項目	内容
施設名	アクアパークすなみ
施設所管	瑞穂市
所在地	瑞穂市大月 1260 番地
計画処理面積	134.7ha
計画処理人口	3,960 人
計画汚水量	1,940m ³ /日（日最大）
水処理方式	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	機械脱水処理→場外搬出

表 5-6 農業集落排水処理施設（呂久処理区）の概要

項目	内容
施設名	呂久クリーンセンター
施設所管	瑞穂市
所在地	瑞穂市呂久 1445 番地 1
計画処理面積	約 9.5ha
計画処理人口	700 人
計画汚水量	189m ³ /日（日平均）
水処理方式	JARUS-Ⅲ型
汚泥処理方式	濃縮→貯留→場外搬出

表 5-7 コミュニティ・プラント（別府処理区）の概要

項目	内容
施設名	アクアパーク別府水処理センター
施設所管	瑞穂市
所在地	瑞穂市別府 881 番地 1
計画処理面積	約 96.4ha
計画処理人口	6,350 人
計画汚水量	3,293m ³ /日（日最大）
水処理方式	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	濃縮→機械脱水処理→乾燥→肥料利用

表 5-8 し尿処理施設の概要

項目	内容
施設名	もとす広域連合衛生施設
施設所管	もとす広域連合
所在地	瑞穂市生津天王東町 2 丁目 57 番地
処理能力	140kL/日（西棟施設 70kL/日・東棟施設 70kL/日）
水処理方式	標準脱窒素処理方式
汚泥処理方式	濃縮→脱水→乾燥→焼却→場外搬出
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥、 コミュニティ・プラント汚泥

出典) もとす広域連合

もとす広域連合衛生施設の搬入実績は、表 5-9 及び図 5-6 に示すとおりです。

浄化槽汚泥の量が多く、平成 29（2017）年度の浄化槽汚泥混入率は 97.5%と非常に高くなっており、日平均搬入量も 170.2kL と処理能力 140kL/日を超える量の受け入れを行っています。

表 5-9 もとす広域連合衛生施設搬入実績

区 分	単位	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
し 尿	kL/年	2,469	2,345	2,187	2,047	1,921	1,760	1,785	1,712	1,610	1,545
浄化槽汚泥	kL/年	52,100	51,286	51,163	53,946	52,446	52,770	52,231	53,148	53,679	55,914
農業集落排水汚泥	kL/年	4,128	3,191	3,000	2,851	4,782	4,980	5,053	5,193	5,193	4,635
コミ・プラ汚泥	kL/年	0	35	124	120	120	160	682	100	0	20
合 計	kL/年	58,697	56,857	56,474	58,964	59,269	59,670	59,751	60,153	60,482	62,114
	kL/日	160.8	155.8	154.7	161.1	162.4	163.5	163.7	164.4	165.7	170.2
浄化槽汚泥混入率	%	95.8	95.9	96.1	96.5	96.8	97.1	97.0	97.2	97.3	97.5

※浄化槽汚泥混入率＝（浄化槽汚泥+コミ・プラ汚泥+農集汚泥）÷総搬入量
出典）もとす広域連合

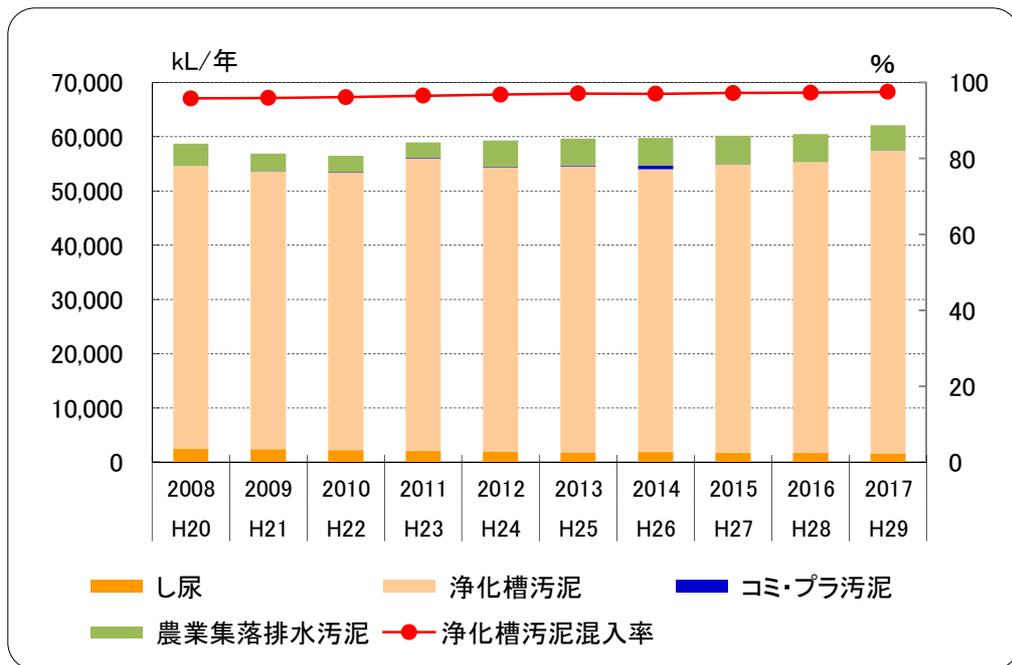


図 5-6 し尿・浄化槽汚泥の搬入実績

(8) 生活排水処理事業の課題

本市における生活排水処理の現状を考慮し、生活排水処理事業の課題を整理すると、次のとおりです。

① 生活排水処理の課題

岐阜県及び全国の生活排水処理の実態について、「平成 28 年度一般廃棄物処理実態調査」(環境省)によると、岐阜県の生活排水処理率は 81.8%でした。

岐阜県では下水道整備の推進などによる生活排水処理が進められており、生活排水処理率の向上によって、公共用水域の水質保全が図られています。

平成 29 (2017) 年度における本市と岐阜県及び全国との生活排水処理形態別人口の比較は、表 5-10 に示すとおりです。

表 5-10 生活排水処理形態別人口の比較

区 分	単位	瑞穂市	岐阜県	全国
計画処理区域内人口	人	54,191	2,022,785	127,924,238
水洗化・生活雑排水処理人口	人	30,423	1,653,689	109,973,353
下水道人口	人	2,949	1,308,219	95,056,442
コミュニティ・プラント人口	人	1,962	15,656	286,441
合併処理浄化槽人口	人	25,512	329,814	14,630,470
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	22,886	273,418	11,017,798
単独処理浄化槽人口	人	22,886	273,418	11,017,798
非水洗化人口	人	882	95,678	6,933,087
し尿人口(くみ取り)	人	882	95,262	6,870,737
自家処理人口	人	0	416	62,350
生活排水処理率	%	56.1	81.8	86.0

注) 農業集落排水人口は合併処理浄化槽人口に含む。

本市では、集合処理区域での住宅改築などによる水洗化の促進策(「瑞穂市排水設備等改造助成金交付規則」及び「瑞穂市排水設備等改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則」)や、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を図る施策(浄化槽設置整備事業)を実施して生活排水処理率の向上を図ってきましたが、平成 29 (2017) 年度の生活排水処理率 56.1%は、全国の 86.0%や岐阜県の 81.8%を大きく下回っています。

国道 21 号線や鉄道沿線など比較的住宅などが集中している地域では集合処理の利点を活かして、公共下水道の整備を推進する一方、農地などが広がり住宅等が散在する地域では個別処理の利点を活かして、既設のくみ取り便所や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進することにより、生活排水処理率を改善する必要があります。

② 浄化槽の適正な維持管理の課題

浄化槽の保守点検・清掃・定期検査（浄化槽の 3 つの義務）について、岐阜県は全国でも受験率の高い地域（11 条定期検査受験率：96.6%・平成 28（2016）年度）ではありますが、依然として浄化槽の 3 つの義務を行っていない世帯があります。こうした世帯においては、浄化槽が適正に機能せず周辺環境へ著しい影響を及ぼす可能性があります。一層の周知を図る必要があります。

③ 下水道整備の課題

公共下水道においては、平成 24（2012）年 3 月に策定した公共下水道全体計画に基づき、公共下水道（瑞穂処理区）の早期事業着手が必要です。

すでに整備済みの特定環境保全公共下水道、コミュニティ・プラントについては、接続率の向上が課題です。

表 5-11 下水道接続率（平成 29（2017）年度）

区 分	整備区域人口	接続人口	水洗化率※
特定環境保全公共下水道	4,160 人	2,949 人	70.9 %
農業集落排水処理施設	396 人	391 人	98.7 %
コミュニティ・プラント	3,628 人	1,962 人	54.1 %

※水洗化率＝接続人口÷整備区域人口×100

④ し尿・浄化槽汚泥処理の課題

平成 29（2017）年度におけるもとす広域連合し尿処理施設への搬入量は、170.2kL/日と施設の処理能力 140kL/日を超えています。

今後は構成市町で下水道整備が進むに従い、し尿・浄化槽汚泥の搬入量は徐々に減少すると考えられるものの、処理能力を超える状態が続くと考えられることから処理能力の見直しが必要です。

また、西棟の施設は稼働後 35 年が経過しており、平成 24（2012）年度に策定した長寿命化計画に沿った構造物の延命化改修工事が平成 29（2017）年度に完了し、2033 年までの延命が図られましたが、施設更新までは長寿命計画に沿った機械設備等の基幹的設備改良工事を実施する必要があります。

なお、施設から発生するし渣及び汚泥は、2021 年度から民間施設で再生処理を予定しています。

2. 生活排水処理の将来予測

(1) 将来予測の流れ

本計画における生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥処理量の将来予測の流れは、図 5-7 に示すとおりです。

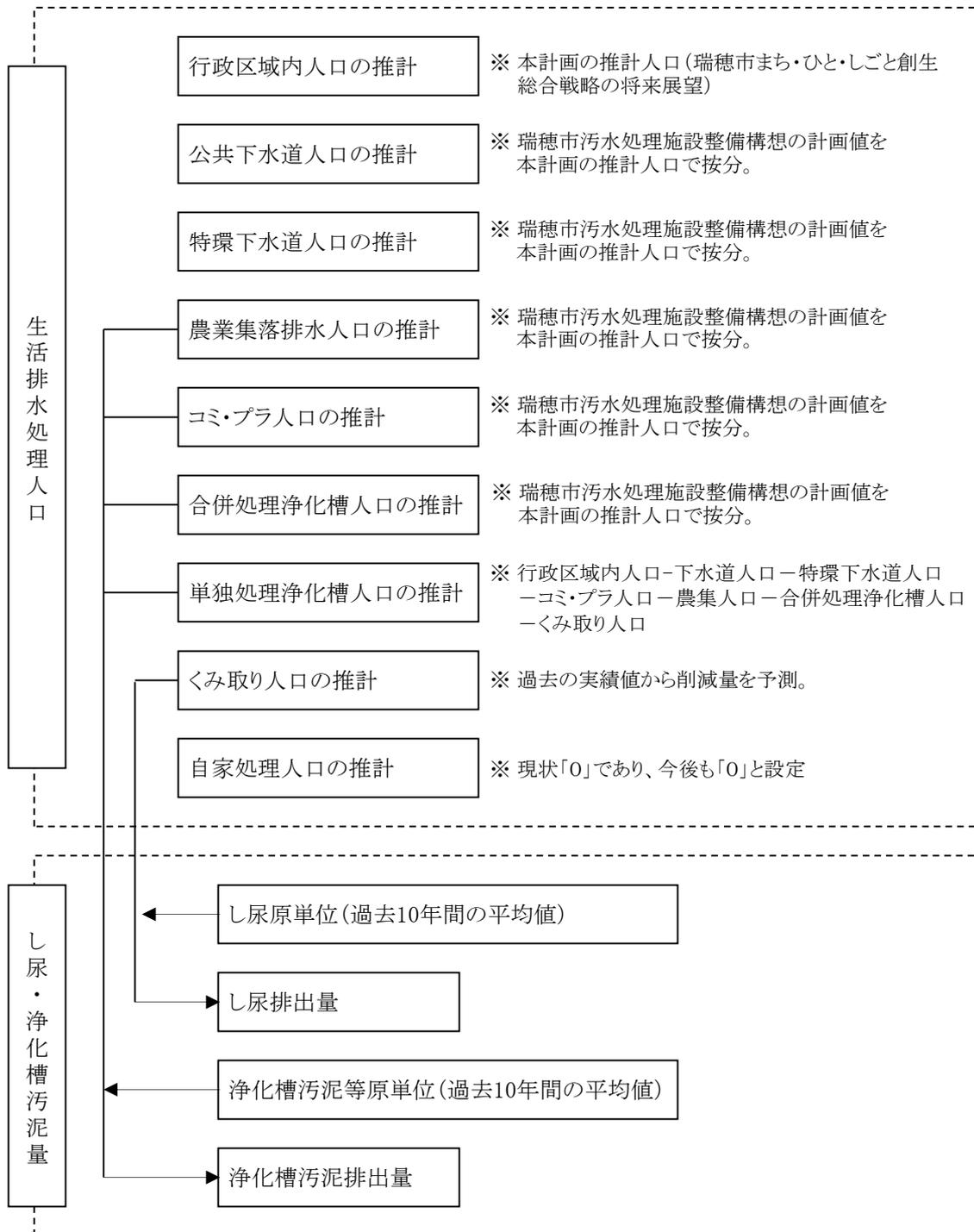


図 5-7 生活排水処理の将来予測方法

(2) 処理形態別人口の将来予測結果

生活排水処理形態別人口の将来予測結果は、表 5-12 及び図 5-8 に示すとおりです。目標年度である 2023 年度の生活排水処理率は 61.2% となります。

表 5-12 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

区分	単位	実績		予測				
		H29	H30	H31	—	—	—	—
		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
計画処理区域内人口	人	54,191	54,057	53,923	53,789	53,917	54,045	54,173
水洗化・生活雑排水処理人口	人	30,423	31,123	31,437	31,748	32,211	32,669	33,130
公共下水道人口	人	2,949	3,048	3,050	5,151	5,205	5,252	5,302
農業集落排水人口	人	391	399	391	387	381	376	370
コミュニティ・プラント人口	人	1,962	2,045	2,074	—	—	—	—
合併処理浄化槽人口	人	25,121	25,631	25,922	26,210	26,625	27,041	27,458
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	22,886	22,153	21,803	21,444	21,183	20,919	20,643
単独処理浄化槽人口	人	22,886	22,153	21,803	21,444	21,183	20,919	20,643
非水洗化人口	人	882	781	683	597	523	457	400
し尿人口（くみ取り）	人	882	781	683	597	523	457	400
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	56.1	57.6	58.3	59.0	59.7	60.4	61.2

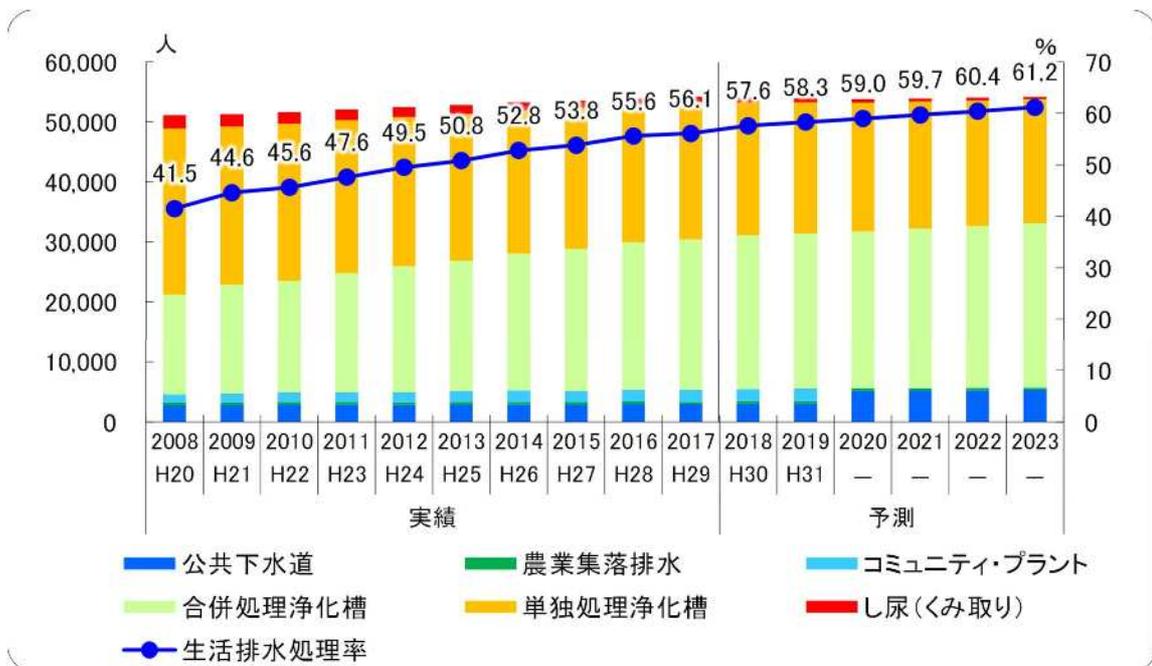


図 5-8 生活排水処理形態別人口の将来予測結果

(3) し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測結果

し尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果は、表 5-13 及び図 5-9 に示すとおりです。

なお、コミュニティ・プラントから発生する汚泥は施設で乾燥後、民間事業者で肥料化されていますが、施設の清掃に伴い発生する汚泥を、もとす広域衛生施設で処理を必要とする汚泥量として毎年 20kL 見込んでいます。

表 5-13 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果

区分	単位	実績		予測					
		H29	H30	H31	—	—	—	—	
		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
発生量	し尿	kL/年	644	430	377	329	288	252	221
	浄化槽汚泥	kL/年	32,904	31,511	31,558	31,425	31,526	31,627	31,807
	農業集落排水汚泥	kL/年	115	144	141	139	137	135	134
	コミ・プラ汚泥	kL/年	20	20	20	—	—	—	—
	合計	kL/年	33,682	32,105	32,096	31,893	31,951	32,014	32,162
	1日平均排出量	kL/日	92.3	88.0	87.7	87.4	87.5	87.7	87.9

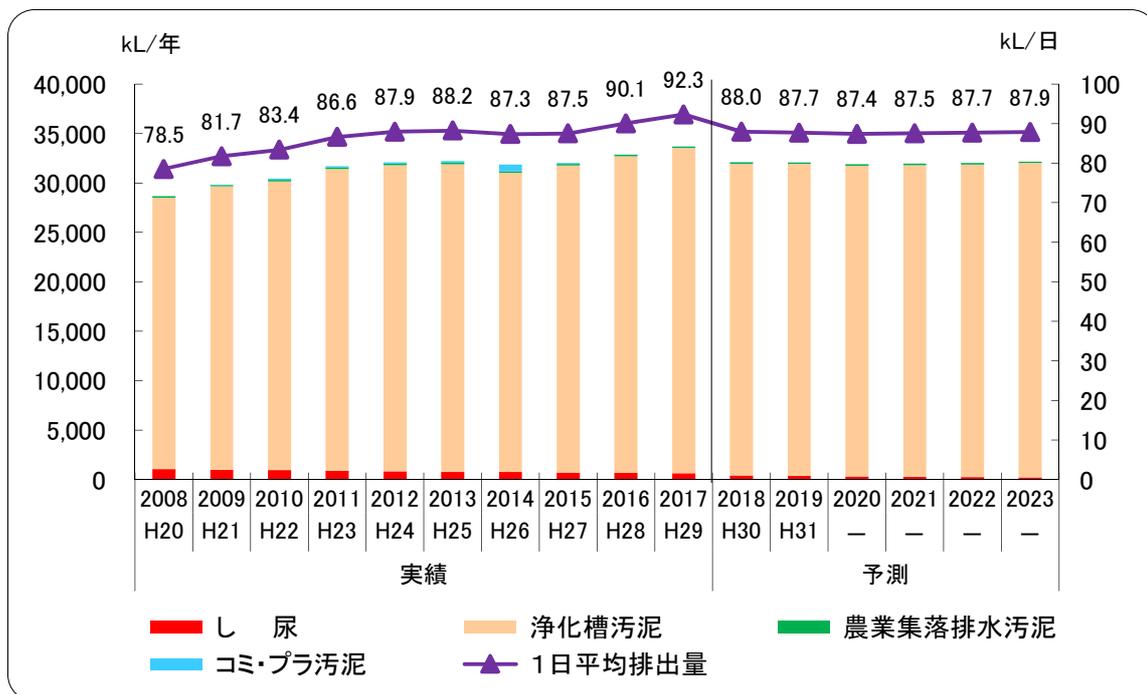


図 5-9 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測結果

第2章 生活排水処理計画

1. 生活排水処理の基本方針

(1) 基本理念

清流、長良川や揖斐川をはじめ、大小18の一級河川が流れる本市。かつて輪中と呼ばれる水郷地帯であったこの地域には、数多くの水路が張り巡らされています。

市内を流れる川や水路は「瑞穂」（稲穂がみずみずしく育っている様子）の名が示すように、豊かな実りをもたらし、暮らしに潤いを与えてきました。

しかし、現在は家庭からの排水等により、生活環境の悪化や公共水域の汚濁が懸念されています。また、汚れた水を処理する汚水処理施設も、他市町村と比べて普及が遅れており、健全な水環境を取り戻すために、早急な対策が求められています。

このため、水質改善のために生活排水の適正処理を推進し、さらには、蛍や淡水魚などをはじめとする多様な水生生物の生息が可能な川であり続けることを目指します。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、水質保全に関する普及啓発と共に、生活排水の処理施設を随時整備していくこととします。

生活排水処理施設整備の基本方針については、次のとおりとします。

- ・ 公共下水道（瑞穂処理区）事業は、2024年度の供用開始を目指し整備を行います。
- ・ コミュニティ・プラント（別府処理区）は、2020年度に公共下水道（瑞穂処理区）へ移管を目指します。
- ・ 特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラントの集合処理区域内においては、未接続世帯の解消により接続率の増加を進めます。
- ・ 個別処理区域においては、合併処理浄化槽の設置奨励を行い、普及拡大に努め処理を行います。
- ・ くみ取り便所やし尿だけを処理する単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水（台所・風呂などからの排水）の適正処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽の設置や転換の普及啓発を行います。

2. 生活排水処理に関する基本事項

(1) 処理の目標

2023 年度における生活排水処理率の目標及び生活排水処理形態別人口は、以下に示すとおりです。

2023 年度の生活排水処理率を 61% にします。

表 6-1 目標年次における生活排水処理形態別人口

項目	単位	現在	目標年次
		平成29年度 2017年度	— 2023年度
計画処理区域内人口	人	54,191	54,173
水洗化・生活雑排水処理人口	人	30,423	33,130
公共下水道人口	人	2,949	5,302
農業集落排水人口	人	391	370
コミュニティ・プラント人口	人	1,962	—
合併処理浄化槽人口	人	25,121	27,458
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	22,886	20,643
単独処理浄化槽人口	人	22,886	20,643
非水洗化人口	人	882	400
し尿人口（くみ取り）	人	882	400
自家処理人口	人	0	0
計画処理区域街人口	人	0	0
生活排水処理率	%	56.1	61.2

(2) 生活排水を処理する区域及び人口

本市が公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽を整備する地域については、地区の特性、周辺環境、地区の要望等から、区域を定めました。

公共下水道は、瑞穂市公共下水道全体計画が、2024年度の供用開始に向けて整備を進めるとともに、コミュニティ・プラント（別府処理区）は、2020年度に公共下水道（瑞穂処理区）へ移管を目指します。

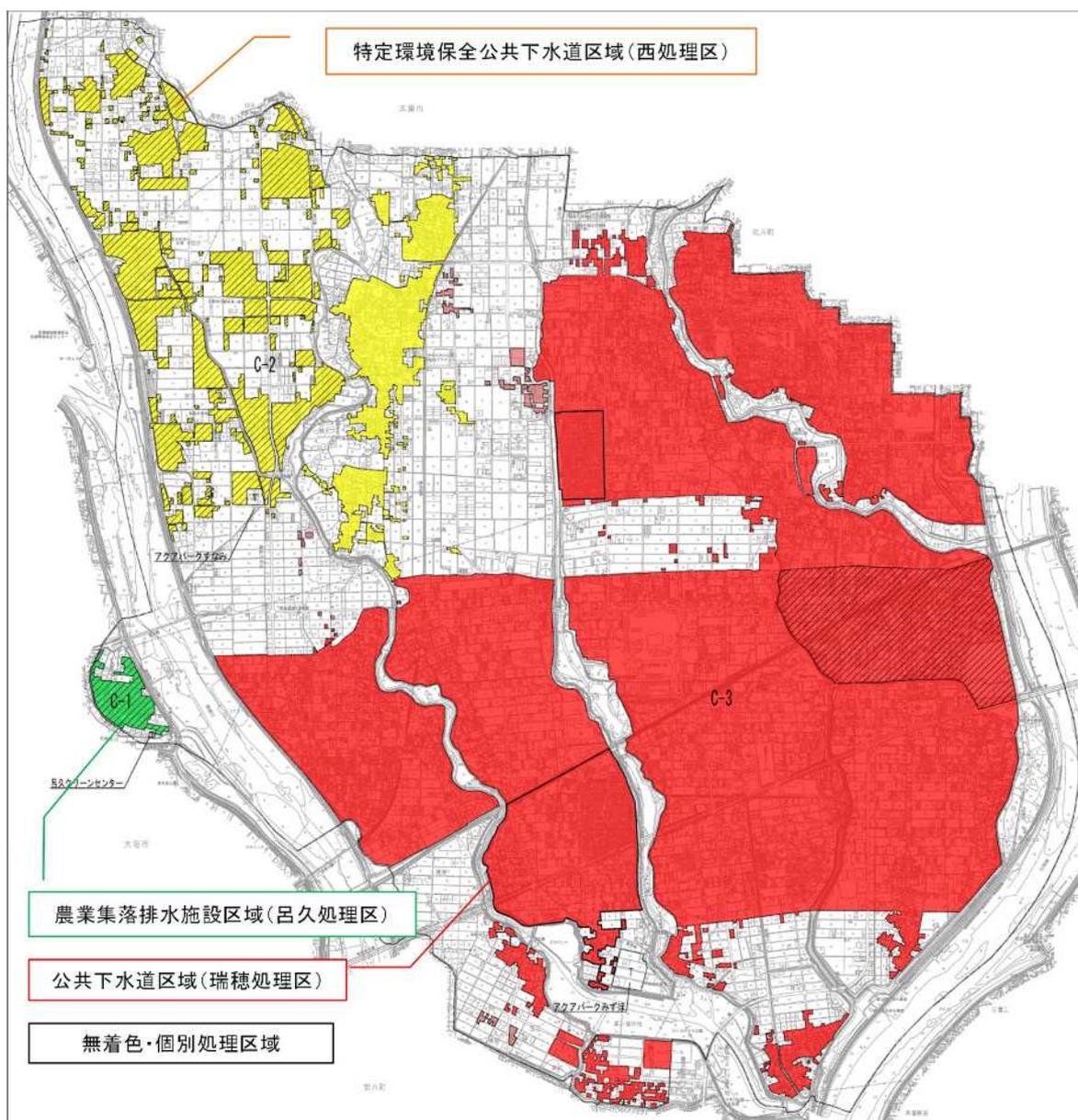


図 6-1 生活排水処理区域（計画）

(3) 施設及びその整備計画の概要

本市が計画目標達成のために計画する生活排水処理施設（現在供用しているものを含む）の整備計画は、表 6-2 に示すとおりです。

集合処理区域では、現在、特定環境保全公共下水道（西処理区）、農業集落排水処理施設（呂久処理区）及びコミュニティ・プラント（別府処理区）により集合処理を行っています。

また、公共下水道（瑞穂処理区）、公共関連特定環境保全公共下水道（中処理区）の整備を推進し 2024 年度の供用を目指すとともに、コミュニティ・プラント（別府処理区）は、2020 年度に公共下水道（瑞穂処理区）へ移管を目指します。

一方、個別処理区域では、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めるため、浄化槽設置整備事業を活用して、合併処理浄化槽の普及を推進します。

表 6-2 生活排水処理施設の整備計画

区域	処理施設の種類	処理区域	整備時期
集合 処理	公共下水道	瑞穂処理区	2024 年度供用開始予定
	公共関連特定環境保全公共下水道	中処理区	
	特定環境保全公共下水道	西処理区	整備完了
	農業集落排水処理施設	呂久処理区	整備完了
	コミュニティ・プラント	別府処理区	2020 年度公共下水道瑞穂処理区へ移管予定
個別 処理	合併処理浄化槽	集合処理区域以外	下水道区域以外で単独処理浄化槽からの転換促進を継続

表 6-3 アクアパークみずほ（瑞穂処理区）の概要

項目	内容
施設名	アクアパークみずほ
施設所管	瑞穂市
所在地	瑞穂市牛牧地内
計画処理面積	約 1,271ha
計画処理人口	約 46,700 人
計画汚水量	約 19,600m ³ /日（日最大）
水処理方式	オキシデーションディッチ法
汚泥処理方式	機械脱水処理→場外搬出

(4) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿、浄化槽汚泥及びコミュニティ・プラント汚泥（清掃に伴うもの）は、これまでどおり、もとす広域連合のし尿処理施設において適正処理を実施していきます。

① 収集運搬計画

ア. 収集運搬の範囲

収集運搬の範囲は、現行どおり本市全域とします。

イ. 収集運搬の主体

し尿の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が実施しています。浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥の運搬は、浄化槽法に基づく浄化槽清掃業者の許可及び、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が、一体の業務としてバキューム式汚泥収集車及び汚泥濃縮車で行っています。

今後も、この体制を継続していくと共に、収集対象物の排出量の変化への対応、計画的収集作業の指導により、より安定的な収集・運搬を行います。

② 中間処理計画

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は現在と同様に、もとす広域連合に処理・処分を委託します。

(5) 市民に対する広報・啓発活動

個々の家庭から排出される生活雑排水の未処理放流が、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁の要因となることを広く周知し、生活環境や水環境の保全のための生活排水の適正処理の必要性について、岐阜県が推進する「ブルーリバー作戦」等により、家庭で実践できる排水対策の啓発活動を進めていきます。

また、個別処理区域においては、合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理によって、下水道と同程度の処理性能が発揮できることを周知し、本市が設置している瑞穂市浄化槽設置整備事業補助金制度の活用による設置促進を働きかけていきます。

ブルーリバー作戦：あなたもできる「^よ四い心がけ」

- ・ 流さない 水切りネットや ゴミかごで
- ・ 流さない 廃油回収 再利用
- ・ 流さない 洗剤適量 少なめに
- ・ 流さない 小さなゴミも 空き缶も

第 4 部 計画の推進

1. 低炭素社会や自然共生社会との統合への配慮

今日、地球温暖化対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、本市でも低炭素社会や自然共生社会との統合に配慮して取り組みを進めていくことや、その実践の場として地域の活性化にもつながる地域循環圏づくりが求められています。

このため、エネルギー源としての廃棄物の有効利用なども含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取り組みを推進します。

また、本市は一般廃棄物の収集運搬、中間処理及び最終処分を、西濃環境整備組合、もとす広域連合及び民間業者に委託していることから、組合及び民間業者と協力し化石燃料使用量の抑制などを行い、温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、生活排水対策を推進することで森・里・川・海の自然なつながりを支えていきます。

2. 計画の推進と公表

本計画の推進には、市民・事業者・行政の協働が必要です。

住民や事業者の意見・要望を反映させ本計画を効率的に推進していくために、廃棄物減量等推進審議会によって進捗状況の管理と長期的展望に立ったシステムの選択を行い、「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action) のいわゆる PDCA サイクルで継続的に本計画の点検・見直し・評価を実施します。

また、本計画を広く周知するため、ホームページ等で公開するとともに、「広報みずほ」等により情報提供を行います。

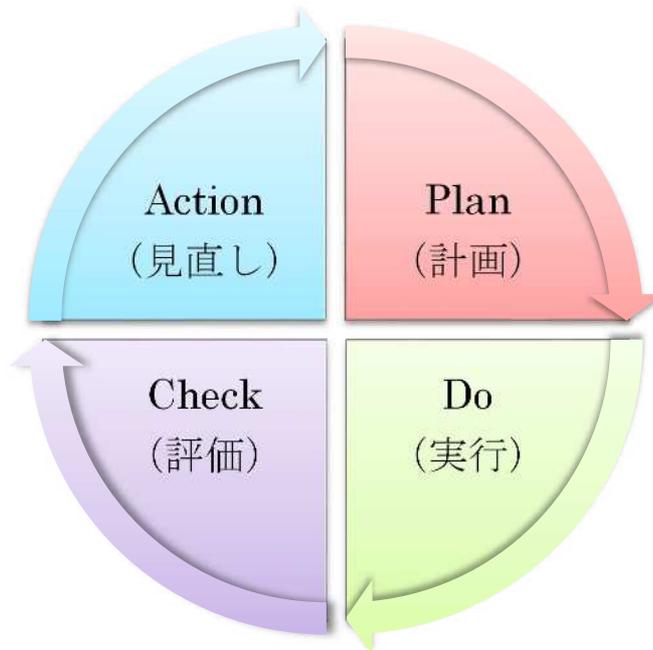


図 7 PDCA サイクル